



第169号

令和5年8月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 青木久直

編集人 広報部長 多田毅

印刷 (株) 税経



「北海道 ニセコより (税理士法人 ASHA・濱川久子 会員提供)」

東京税理士会 日本橋支部 新役員

東京税理士会	日本橋支部		東京税理士会
支部長	青木 久直	組織部長	平川 彰
副支部長	安田 信彦	経理部長	増田 和弘
	森 一郎	綱紀監察部長	松本 洋明
	梅田 文江	税務支援対策部長	藤沢 佳文
	大澤 昭人	法対策委員長	小山 栄一
	山下 孝一	情報システム委員長	塩谷 満
総務部長	栗原 真平	租税教育推進委員長	梅田 文江
研修部長	塩谷 満		
広報部長	多田 毅	監事	高木 貞和
厚生部長	今井 信吾		澤城 教典
			理事
			濱川 久子
			結城 昌史
			岩川由美子
			小原 正寛

東京税理士会 日本橋支部 令和4年度 定期総会開催される

日 時 令和5年6月26日(月)午後3時30分開会
場 所 ロイヤルパークホテル 有明の間(日本橋蛸殻町2-1-1)
出席者85名、委任状提出者467名(合計552名)



【物故者に対する黙禱】

定期総会に先立って、令和4年度中に他界された支部会員10名への御冥福を祈り、黙禱を捧げました。

【総会開会・成立宣言】

司会を務める増田総務部長より、令和4年度東京税理士会日本橋支部定期総会の開会に先立ち、総会の成立状況について説明、支部規則第22条第一項により支部総会は招集通知発送日現在の会員総数の2分の1以上の出席者が必要となり、総会招集通知書発送日現在の会員数は950名でその過半数は472名となる。委任状による出席者は467名で合計552名であることから、定期総会は有効に成立する旨の宣言が行われました。

【開会宣言】

安田副支部長より、定期総会の開催宣言が行われました。

【竹田日本橋支部長挨拶(発言要旨)】

冒頭、令和4年度の定期総会に出席いただきありがとうございますとの発言の後、新型コロナウイルスも2類から5類に移行し、日々の制約も徐々にコロナ前の水準に戻ってきたことにより、総会後の

懇親会も4年ぶりに開催させていただくとの発言がありました。

研修会においても、IT化に取り組んでいた結果、大変良い結果となったことに対して感謝の言葉がありました。

また、東京税理士会全体として、女性役員の割合を高めなければならないとのことですが、日本橋支部としては、トップクラスの高い水準になっているとの紹介もありました。

厚生活動においても、野球部が7連覇を達成、ゴルフでは支部対抗で優勝するなど、輝かしい結果を達成されたとの報告もありました。

【議長選出】

続いて議長選出に入り、議場に議長選任方法を諮ったところ、出席会員から意見が出なかったことから、支部規則第23条に基づき増田総務部長から議長に佐々木則司会員を指名し、議場に諮って承認を得ました。



目

令和4年度定期総会	2
顧問・相談役会の開催	4
支部長挨拶	青木 久直……5
日本橋税務署長着任挨拶	梶原 忍……6
日本橋税務署新旧幹部職員名簿	7
新役員の紹介	8
署との拡大定例連絡会の開催	18
日本橋支部令和5年度役員及び組織図	19
研究論文「法人税における賃上げ促進税制	

次

「について」	山田 溪…… 20
日本橋税務署との野球交流試合	24
税理士会日本橋支部 常会	26
税理士会日本橋支部常会後の研修会の開催	26
随筆	緑川 光…… 27
日本橋支部周辺探訪	28
各部だより	33
女性部(さつき会)	34
支部会員異動のお知らせ	35

【議事録署名人選任】

議事録署名人については、議長から議場に諮ったところ、出席会員から意見がなかったことから、議長一任で、支部規則第26条に基づき議事録署名人は小用丈晴会員及渡邊美弥子会員を指名しました。

【審議事項】

佐々木議長から、第1号議案及び第2議案の審議事項については、相互に関連することから、一括提案・一括審議したい旨の提案があり、議場に諮ったところ承認されました。

第1号議案 令和4年度事業報告承認の件

各部長、各委員長より、議案書に基づき報告が行われました。

第2号議案 令和4年度決算報告承認の件

栗原経理部長より、議案書に基づき「収支計算書」「正味財産増減計算書」「貸借対照表」「財産目録」「注記事項」について報告が行われました。

次いで、川口真理監事より議案書の「監査報告書」に基づき監査報告がなされました。

第1号議案について、議場に諮ったところ、会員からは意見や質問もなく挙手による賛成多数で原案通り承認可決されました。続いて、第2議案について、議場に諮ったところ、会員からは意見も質問もなく挙手により賛成多数で原案通り承認可決されました。

第3号議案 日本橋支部規則一部改正承認の件

平川組織部長から日本橋支部規則の一部改正について、提案がなされたが、会員からは意見や質問もなく挙手による賛成多数で原案通り承認可決されました。

第4号議案 令和5年度事業計画承認の件

各部、各委員長より、令和5年度の事業計画が報告されました。

第5号議案 令和5年度予算承認の件

栗原経理部長より、令和5年度収支予算書に基づき予算案の説明がなされました。

佐々木議長からは、4号議案と5号議案は関連することから、相互に関連することから、まとめて一括審議する旨の提案があり、議場に諮ったところ承認されました。

第6号議案 顧問委嘱の件

この総会をもって退任する竹田支部長を支部規則第20条の規定により、支部顧問に委嘱する旨の提案をしたところ、賛成多数で承認されました。

【報告事項】

令和5年度の支部役員選挙結果報告が、岡田選挙管理委員会から報告されました。

【会員表彰】

増田総務部長より、令和4年度の会員表彰受賞者等の披露が行われました。

(1) 東京税理士会日本橋支部 表彰受賞者名

表彰規程第2条第1項第3号該当者(18名)

碓井 憲男	滝口 利子	山田 玲子
尾林 雅夫	袖山 裕行	渡邊 潔
石田 清絵	小林 重樹	山崎 一郎
堤 健佐久	櫻井千英子	北見 昭八
櫻井 利一	中西 茂廣	永瀬 隆敏
鈴木 宏昌	佐々野八起	梅田 文江

(2) 東京税理士会日本橋支部 表彰受賞者名

表彰規程第2条第4号該当者(0名)

該当者なし

(3) 東京税理士会日本橋支部 日税連表彰該当者名

日税連表彰規程第3条第1項第5号該当者

(11名)

碓井 憲男	滝口 利子	山田 玲子
袖山 裕行	渡邊 潔	石田 清絵
山崎 一郎	飯沼 晴美	細谷 有子
久野 二実	須賀 一也	

【叙勲受章者披露】

増田総務部長から、この度叙勲を受けられた方の披露がありました。

(1) 令和4年度 秋の叙勲受章者

瑞宝小綬章 大橋 弘明

(2) 令和5年度 春の叙勲受章者

該当者なし

【長寿祝受贈者披露】

増田総務部長から、長寿祝受贈者の披露がありました。

(1) 支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満20年をこえる者

板橋 則雄 西村 光雅 沖村憲二郎
石川 勝之 米永 功 三田 隆夫
畑山 俊久

(2) 支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満20年以下の者

石原 邦彦

(3) 支部互助規則第3条会員で満80歳、支部会入会の日から満10年以下の者

該当者なし

(4) 支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満5年以下の者

該当者なし

【終了の挨拶】

安田副支部長より、定期総会の閉会宣言が行われました。



○ 顧問・相談役会の開催

～令和5年4月25日～

令和5年4月25日(火)に、令和5年6月26日の定期総会の開催に向けた執行部と顧問・相談役会が、日本橋支部会議室で開催されました。昨年にかけての開催となりました。

執行部から、令和4年度の事業報告に基づき、各部、各委員会の活動報告が行われました。

また、令和4年度の決算報告書についても説明されました。同様に、令和5年度の事業計画の説

明及び収支予算書に基づき説明されました。

顧問・相談役からは、計画的な事業実行、明確な予算執行など議案書(案)に対して意見・質問・助言等がなされました。

執行部としては、現状における問題点や、今後の執行体制など、個々に説明・回答をしてご了承していただきました。





支部長就任にあたって

支部長 ^{あおきひさなお}青木久直

第16代支部長に就任しました青木久直です。これから2年間どうぞ宜しくお願い申し上げます。

前任の竹田支部長におかれましては、支部の財政について支部会費の値下げ、災害対策積立金の積みまし等の支部財政の健全化並びに新型コロナウイルス感染症への対応としてZOOMを利用したWebによる支部幹事会の開催、Web配信を使用した研修会の開催等多方面でご尽力を頂きました。この場をお借りして感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省が厳しい措置をとることができる「2類相当」として対策にあたってきましたが、5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行しました。新型コロナウイルス感染症も落ち着きを見せてつあることから、支部活動も平時の活動状況へ戻せる環境になりつつあり、皆様とお会い出来る機会も増えることと思います。

今事業年度の支部の基本方針として3つの方針を支部定期総会において掲げさせて頂きました。1つ目は、会員が充実した税理士業務を行えるように資質の向上を図れる研修会の運営、2つ目は、会員及び支部の業務の合理化のためのデジタル化の推進、3つ目は、支部行事等への積極的な参加を促す為の広報活動に努めることです。

1つ目の研修会の運営につきましては、東京税理士会研修規則に定められている年36時間の研修受講義務について多くの支部会員の方々が達成出来るように毎月1回以上支部研修会を開催致します。令和4年度は36時間の研修受講義務の達成者割合は67.09%でした。令和3年度の66.80%より割合が向上しており支部会員の皆様の研修意識の高さを感じます。また、支部ホームページにおいて研修会案内を掲載し研修内容、日時、講師等が確認出来る様になっております。そして、税理士業務について気軽に相談出来る場として毎月第2金曜日の18時から支部事務局において「雑談室」を開催しております。こちらは、日頃の業務での悩み事、税法の解釈のしかた等について気軽に話せる場所として設けられております。お気軽にご参加頂ければと思います。

2つ目のデジタル化の推進につきましては、デジタル・トランスフォーメーションの推進が社会

全体で広まっており、また令和4年3月に税理士法第2条の3が新設され税理士の業務のICT化推進の明確化がされました。

今後、インボイス制度・電子帳簿保存法と共にデジタル化・電子化の波が更に押し寄せてきます。これは、我々の業界だけでなく顧問先の業務についても電子化の波が押し寄せて来る事でもあります。そこで、情報システム委員会において、デジタル化プロジェクトを立ち上げ、支部会員の皆様に少しでもお役に立てるよう「デジタル塾＝デジ塾」を開講致します。

3つ目の積極的な参加を促す為の広報活動につきましては、広報「にほんばし」が支部活動の情報発として支部会員と支部とを繋げる媒体であることから、紙面の充実を図り、支部活動の報告を積極的に行って行きたいと思えます。また、支部ホームページについても支部会員への情報提供を随時行い支部活動の楽しさを伝えて行きたいと思えます。

支部業務合理化の観点から月次配布物についてメール配信方式を取り入れております。支部へ皆様のメールアドレスをお伝え頂く事によって月次配布物をダウンロード出来るアドレスをメール配信致します。支部ホームページの「会員ページ」へアクセス頂いても月次配布物を見ることが出来ます。郵送料の節約並びに支部事務局員の事務負担の軽減にご協力いただけますと助かります。

厚生活動については、野球部が東京税理士会支部野球対抗戦で7連覇しており、ゴルフ部は昨年第26回支部対抗ゴルフ大会で初めて団体優勝と個人で優勝と準優勝を飾りました。テニス部は毎月夕方から練習会を開催し、アウトドア部は皇居ラン、リレーマラソン、カヤックツアー、クライミングと幅広く活動しております。また、囲碁部、歌舞音曲部も有ります。仕事からのリフレッシュも兼ねてお気軽にご参加いただき、支部会員相互の親睦を深めて頂ければと思います。

より良き支部へと邁進して参りたいと思えます。支部会員の皆様の忌憚のないご意見をいただけますと幸いです。支部役員一同、一丸となって支部運営に努めて参りますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほど、宜しくお願い致します。



着任のご挨拶

日本橋税務署長 ^{かじ はら} 梶原 ^{しのぶ} 忍

東京税理士会日本橋支部の会員の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、日本橋税務署長を拝命しました梶原でございます。

青木支部長をはじめ、東京税理士会日本橋支部の会員の皆様におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営に対し、深い御理解と多大なる御支援・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

日本経済の中核でありながら、古今の魅力が溢れる日本橋の地において、署長として税務行政に携わることとなり、大変身の引き締まる思いを致しております。前任の幸署長同様の御厚情を賜りますようお願い申し上げます。

日本橋支部の会員の皆様におかれましては、税を考える週間における無料相談や、小学生を対象とした租税教室への講師派遣、インボイス制度の周知・広報など、多岐にわたって積極的な御支援、御協力をいただいております。重ねて感謝申し上げます。

さて、近年、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっております。国税庁では、デジタル社会における税務行政の構想を掲げた将来像を2年振りに改定し、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」を公表いたしました。従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて進めて参ります。

「事業者のデジタル化促進」については、事業者の皆様にとって、税務手続だけがデジタル化されても事務の効率化効果は限定的です。受発注や請求・支払、会計・経理、税務といった事業者の事務処理について一貫してデジタル処理が可能となれば、事業者の皆様は経営の効率化・高度化や生産性の向上等の大きなメリットを享受することが期待できます。更には、取引先等の他の事業者のデジタル化も促され、社会全体にデジタル化の

メリットが波及することが期待されます。こうした事業者のデジタル化促進は、政府全体の重要課題であり、国税当局としても貢献していくことが重要と考えております。

具体的には、国税庁ホームページで税に関するデジタル関係施策の特設ページを開設し、納税者の皆様が必要とする情報にアクセスしやすい環境構築等に努めることにより、事業者のデジタル化をサポートしております。ただし、デジタル化促進は当局が単独で取組を進められるものではありません。日本橋支部会員の皆様のデジタル化に加え、顧客の皆様への周知・広報にも御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、本年10月から消費税のインボイス制度が開始されます。円滑な制度開始・定着に向けて、税理士会の会員皆様方の御協力が不可欠です。当署管内の事業者の皆様からの登録申請に関しましては、皆様のご尽力で非常に順調に進んでいると承知しておりますが、今後とも負担軽減措置等の内容を含めた事業者の皆様への制度周知につきまして、改めてお願い申し上げます。

なお、適格請求書発行事業者の登録申請をこれから行い、制度開始までに登録通知を受領されたという事業者の方がいらっしゃいましたら、登録通知までの期間が短いe-Taxによる申請をご利用いただきますよう併せてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の更なる御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



日本橋税務署新旧幹部職員名簿

令和5年7月10日

官職	新任者		前任者	
	氏名	前任部署	氏名	異動先部署
署長	梶原 忍	局・調査四部・次長	幸 安夫	(退職)
副署長(総)	中山 拓治	(留任)	森田 哲裕	福岡局・査察部・査察4統括官
副署長(法調)	西 公	庁・課税部・軽減税率・インボイス制度対応室・課長補佐	中山 拓治	(留任)
副署長(徴法調)			星野 克壽	浅草署・副署長
指管運特官	河原 英明	八王子署・副署長	下川 龍男	麻布署・特別国税徴収官(指・徴)
指法特官(総括)	衛藤 陽三	茂原署・副署長	北沢 孝則	広島局・新見署・署長
指法特官	牛嶋 俊明	(留任)	牛嶋 俊明	(留任)
指源特官	冷川 慎司	新宿署・特別国税調査官(源)	高野浦信昭	船橋署・法人1・上席・再
総務課長	田口 忠	江戸川北署・総務課長	植山 和代	葛飾署・特別国税調査官・(指・法)
管運特官	澤村 益美	(留任)	浦田 志保	鎌倉署・管理運営・上席・再
管運特官			澤村 益美	(留任)
管運統括	中村 裕	日本橋署・管理運営1・連調官	上田 右人	局・総務部・業務センター(千葉西)・主任管理官
管運連調			中村 裕	日本橋署・管理運営・統括官
管運2統括			出口 豊秀	荒川署・管理運営2・統括官
管運3統括			甕 宏昌	麻布署・管理運営2・統括官
管運4統括			局 圭子	(退職)
徴収統括	長野 満男	(留任)	長野 満男	(留任)
個1統括	牛島 丈晴	立川署・情報技術専門官(個)	瀬畑 義行	東金署・個人1・統括官
個2料統括	藤島満寿夫	(留任)	藤島満寿夫	(留任)
資産統括			室岡 崇	局・総務部・税務相談官
法人特官	紫藤 隆人	芝署・特別国税調査官(法)	天沼 晃	局・調査三部・統括官付・調査官・再
法人特官	戸村 信薫	京橋署・特別国税調査官(法)	福西 謙	局・調査一部・事前確認審査課・調査官・再
法人特官	小宮山信弘	局・総務部・税務相談官	小林 康行	(留任)
法人特官	小林 康行	(留任)	佐藤 智雄	(留任)
法人特官	佐藤 智雄	(留任)	中田 昌宏	(留任)
法人特官	中田 昌宏	(留任)	若林 英司	麹町署・特別国税調査(法)
法人特官	池谷 俊彦	(留任)	池谷 俊彦	(留任)
法特官連調官	吉田 悟	(留任)	吉田 悟	(留任)
源泉特官	本多文美子	(留任)	本多文美子	(留任)
法1統括	江口 直樹	品川署・法人1・統括官	伊辺 憲幸	芝署・特別国税調査官(法)
法連調官	福住 武大	船橋署・法人1・上席	佐藤ゆう子	東京上野署・消費税専門官
法2統括	早瀬 陽子	(留任)	早瀬 陽子	(留任)
法3統括	和田 志保	(留任)	和田 志保	(留任)
法4統括	野口 薫	横浜中署・法人5・統括官	相良 健一	神田署・特別国税調査官(法)
法5統括	稲森 浩二	(留任)	稲森 浩二	(留任)
法6統括	田中 寛之	(留任)	田中 寛之	(留任)
法7統括	佐藤 克	新宿署・法人12・統括官	小野 国明	江東東署・法人・調査官・再
法8統括	石川 進	(留任)	石川 進	(留任)
法9統括	日暮 等	(留任)	日暮 等	(留任)
法10統括	高野 智之	局・課税二部・消費税課・主査	大場 瑞香	局・課税二部・統括官(間接諸税)付・総括主査
国際専門官(法人)	猪股 正稔	(留任)	猪股 正稔	(留任)
国際専門官(法人)	本間 昌智	東京上野署・国際専門官(法)・国際官	清水 光広	足立署・法人・調査官・再
国際専門官(源泉)	五十嵐 雅	(留任)	五十嵐 雅	(留任)
審理専門官(法人)	中嶋 隆浩	江戸川北署・審理専門官(法)	小玉 貴	千葉西署・法人2・統括官
審理専門官(源泉)	赤川 寿治	甲府署・法人2・統括官	内田 志延	京橋署・審理専門官(源)
課長補佐	上松 明子	(留任)	上松 明子	(留任)
総務係長	成松栄太郎	(留任)	成松栄太郎	(留任)
会計係長	河野 雅弘	(留任)	河野 雅弘	(留任)

新役員の紹介



副支部長
(研修部、情報システム委員会担当)

やす だ のぶ ひこ
安 田 信 彦

この度の役員選挙におきまして、副支部長という大任を仰せつかりました安田信彦です。担当は研修部と情報システム委員会です。

インボイス・電子帳簿保存法等業務のデジタル化が進んできております。私の使命はこの大きな変化に対応できる事務所づくりに貢献することであると思って居ります。デジタル化に向けて参考となる情報を会員の皆様にどんどん配信していきたいと思って居ります。その先駆けとして、デジタル塾「デジ塾」の開講を実現していきたいと思っています。

研修につきましては会場型の研修の開催を復活しつつ、パソコンでの受講が難しい会員についても支部会議室を使ったマルチメディア研修の視聴などを積極的に行い36時間達成を図って行きたいと思って居ります。デジタルに強い日本橋支部を目指していければと思って居ります。なにとぞ皆様方のご指導とご協力の程宜しくお願い申し上げます。



副支部長
(広報部、経理部担当)

もり いち ろう
森 一 郎

副支部長に就任しました森一郎と申します。

これまで、日本橋支部におきましては、厚生部長・経理部長を務め、その後、本会理事を2期務めてまいりました。

2020年1月に、国内で初確認された新型コロナウイルス感染症は、今後も流行の波を起こす可

能性は否定できませんが、政府の感染症分類の変更をはじめ、社会経済活動の正常化に向けた動きは加速するものと思われます。これからの日本橋支部の活動も、以前のような活気のあるものにしていきたいと思っています。



副支部長
(組織部、法対策委員会、租税教育推進委員会担当)

うめ だ ふみ え
梅 田 文 江

この度の役員選挙におきまして、再度副支部長に就任することになりました梅田文江と申します。

担当は引き続き組織部、法対策委員会そして新たに租税教育推進委員会です。

組織部は支部と東京税理士会とのパイプ役であり、租税教育推進委員会は今後の日本を担う小・中学校の児童、生徒が税に対する知識を深め、税を通じて社会を考える機会を広げてもらうことをめざしています。いずれも重要な部であります。

微力ではありますが、今までの経験を活かして青木支部長の下、支部活動にお役に立てるよう務めさせていただきます。何卒、皆様方のご指導とご協力の程宜しくお願い申し上げます。



副支部長
(総務部、厚生部担当)

おお さわ あき ひと
大 澤 昭 人

この度二度目の副支部長に就任することになりました大澤昭人です。

担当は総務部、厚生部です。今回は、東京会の厚生部委員も務めさせていただくことになりましたので、日本橋支部会員が東京会厚生事業へ参加し、活躍できる環境を整えていきたいと思っています。今後は、総務部、厚生部の役員の方々と協力して

青木新支部長のもと支部活動にお役に立てるように努めていきたいと思ひます。

2年間、宜しくお願ひ致します。



副支部長
(綱紀監察部、税務支援対策部担当)

やま した こう いち
山 下 孝 一

この度の支部役員改選により、副支部長を務めさせていただくことになりました山下孝一です。

担当は、綱紀監察部、税務支援対策部です。

微力ではありますが、青木支部長の下で、支部会員の皆様と意思の疎通を図りながら支部の発展のために尽力して参りたいと思ひます。

皆様のご協力をお願ひ申し上げます。



(総務部長)

くり はら しん ぺい
栗 原 真 平

この度、総務部長に就任することになりました栗原真平です。これまで総務部と経理部に関する仕事を務めて参りました。

総務部は、会員の支部会務、行事への積極的な参加を促進するために関係各部と連携しています。「定期総会」、「常会」、「賀詞交歓会」などの行事は、他の税理士会員や関係団体と交流する機会を得ることができます。「敷居が高そう」と思われる方は、雑談室や各種厚生活動にご参加いただければ、気軽に参加できる集まりだと思ひいただけます。

皆様が無難に参加できる支部運営にするため、諸先輩方にご助言いただきながら、総務部業務の効率化などを図っていきたく思ひます。

何卒、よろしくお願ひ致します。



(研修部長)

しお や みつる
塩 谷 満

皆さん、こんにちは。研修部長の塩谷です。日本橋支部会員の皆さまに、より良い研修を、たくさん受けてもらえるよう、企画・実行しますので、ぜひ参加をお願ひいたします。少しの時間でもかまいません、研修を受けることで、意外な情報を得ることはたくさんあります。ちょっとの知的好奇心が、税理士としての幅を広げることになると思ひます。2年間、よろしくお願ひいたします。



(広報部長)

た だ たけし
多 田 毅

広報部長を拝命しました多田毅です。広報部長は2期目となります。会報「にほんばし」は、日本橋支部の会員を繋げる重要な広報媒体です。そのため、より一層紙面充実を図るとともに、新規企画を取り入れ写真を増やすなど、多くの会員に楽しんでいただけるような内容にしたいと思ひしております。何卒、皆様のご協力をお願ひいたします。



(厚生部長)

いま い しん ご
今 井 信 吾

今期の支部役員改選により、厚生部長を拝命しました今井信吾です。今期はじめての就任となり、甚だ微力ではございますが、会の発展のために全力を尽くしてまいります。

コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、以前の日常を取り戻そうとしている今、会の活動が活発化してくることを期待しています。特に、急速に進むデジタル化や慢性的な人出不足など我々を取り巻く環境が大きく変化しております。厚生部

では野球、ゴルフ、テニス、アウトドア、囲碁、カラオケ、ボーリングなどの活動を通じ、税理士同士の絆を感じ、環境変化とともに協力しあう仲間づくりにも貢献できたらと考えています。

会員の皆様のご協力、ご指導を何とぞよろしくお願いいたします。



(組織部長)

ひら かわ あきら
平 川 彰

この度の支部役員改選により、組織部長に就任しました平川彰です。

組織部長は前期に引き続き2期目となります。

前期に就任して以来、支部規則、業務執行細則などの改正作業を行ってまいりましたが、今期においても支部規約等の改正作業が控えておりますので、微力ながら精一杯その役割を果たして参りたいと考えておりますので、皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。



(経理部長)

ます だ かず ひろ
増 田 和 弘

この度、支部幹事の委嘱を受け、経理部長を拝命いたしました増田和弘です。これまで広報部長を4年、総務部長を2年経験させていただいたため、これでも上がりかと思っておりましたが逃げることはできませんでした……。今回は経理部長ですが、支部の経理業務については何も分からず素人です。その上、税理士なのに会計や経理は、はっきり言って嫌いです。そのため、経理部員や支部事務局の皆様にはご迷惑をお掛けすることもあるかもしれませんが、少しずつ業務を覚えていきますので長い目で見てください。

経理部長として、特に会費の滞納対策を重点課題としていきたいと考えておりますので、会員の皆様、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。



(綱紀監察部長)

まつ もと ひろ あき
松 本 洋 明

この度の役員改選によりまして綱紀監察部長を仰せつかりました松本洋明と申します。

微力ではありますが、青木支部長、山下担当副支部長の下、会員の皆様方との意思疎通を図りながら、少しでも日本橋支部運営のお役に立てるよう尽力して参りたいと思います。

皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。



(税務支援対策部長)

ふじ さわ よし ふみ
藤 沢 佳 文

この度の役員改選で税務支援対策部長を務めさせていただくことになりました藤沢佳文です。

税理士会の施策の一つである税務支援について、納税者の信頼を高めるよう、①独自事業、②受託事業、③協議派遣事業を実施していきたいと思っております。皆様のご協力をお願いいたします。

若いころ東京国税局で無料申告相談や広域還付申告センターの担当をしておりました。



(総務部)

ゆ もと やす ひろ
湯 本 康 弘

この度の支部役員改選により、総務部を拝命しました湯本康弘です。

今期より総務部長・部員の負担を軽減させるために部員の人数を増加しました。役割分担を明確にし、未来の総務部ため、組織再編の基礎になる期になればいいと思っております。

役員も6期目になりました。引き続き宜しくお願い致します。



(総務部)

た なか よう じ
田 中 洋 二

この度、総務部担当の幹事に就任いたしました田中洋二です。幹事3期目となりました。

引続き、役員並びに事務局の皆様のご指導、お力添えを賜りながら、少しでも支部運営のお役に立てるよう務めてまいりたいと思っております。何卒よろしくお願ひ申し上げます。



(総務部)

し ょ う じ り ょ う い ち
東 海 林 良 一

この度、2期目の日本橋支部幹事を仰せつかりました東海林良一です。

少しでもお役に立てるよう努めさせていただきます。

支部活動はテニス部に参加させていただいております。

よろしくお願ひ申し上げます。



(総務部)

み か じ り た だ ひ ろ
三 ヶ 尻 忠 敬

前期に続き幹事に就任いたしました三ヶ尻忠敬です。今度は初めての総務部に配属となりました。監事の時代からですと8期目になりました。

支部活動は、幹事活動の他にアウトドア部でランニング、登山、バドミントン、ヨガなどやっております。本業以外に色々活動が増えてきました。

総務部は、会員税理士の各活動を補う重要な部となるのかと思います。今期は色々やることがありそうで大変そうですが、総務部員も増えたので皆様と一緒に活動していきたいと思ひます。

また一期どうぞよろしくお願ひします。



(総務部)

つ ち だ よ し こ
土 田 美 子

この度、総務部担当幹事を務めさせていただく土田美子です。

幹事就任以来研修部一筋で3期。総務部は初めての為、業務は不慣れでご迷惑をお掛けすることも多々あるかと存じます。その都度ご指導を賜れましたら幸ひでございます。

これから2年間栗原部長を支え、支部会員の皆様のお役に立てる様、微力ですが精一杯務めて参ります。

どうぞよろしくお願ひいたします。



(総務部)

わ た な べ
渡 邊 こ す ぎ

このたび、引き続き2期目の総務部担当幹事に就任いたしました、渡邊こすぎと申します。

支部ではアウトドア部とテニス部に参加しております。

日本橋支部運営のお役に立てるように微力ながら務めてまいりたいと思ひますので 2年間どうぞよろしくお願ひいたします。



(総務部)

こ ぼ り ひ ろ き
小 堀 弘 毅

この度、総務部担当の幹事に就任いたしました小堀弘毅と申します。

今回、初めて幹事に就任させていただきました。今年で34歳となりおそらく幹事の中では一番の若手になるのではないかとと思ひます。

初めての幹事ということで、右も左も分からない状態ですが、少しでも支部運営のお役に立てる

よう努めさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



(総務部)

しら い すみ お 夫
白 井 純 夫

この度、初めて支部幹事を拝命いたしました白井純夫と申します。

担当は総務部です。

皆様方のご指導、お力添えをいただきながら、微力ではありますが支部運営のお役にたてるよう努めてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



(研修部)

とく やま かず み
徳 山 和 美

この度の支部役員改選で、引き続き研修部担当の幹事を務めさせていただくことになりました徳山和美と申します。

東京税理士会の会員研修とは、違った日本橋支部独自の幅広い分野の研修テーマを企画・実行出来ればと思いますので、支部会員の皆様からのご意見・ご要望を事務局までお寄せ頂きます様お願い申し上げます。

これからの2年間は、研修会参加会員数の増加を目指し、支部運営に少しでも、お役に立てるよう精一杯努めさせていただきますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



(研修部)

たか だ じ ろう
高 田 次 郎

今年度も、幹事（研修部担当）を務めさせていただくこととなりました高田次郎と申します。

3年前に退職・開業し、法人税の税務相談・調査対応を中心に業務を行っていますが、税理士会の研修がとても役立っています。皆さんにも多くの研修にご参加いただき、日本橋支部の36時間達成者の割合を増やしていければと思っています。「こういう研修があったらいいのに…」「これなら参加したい…」「オンライン研修のやり方が分からない…」等、希望の研修・講師その他ご要望があれば、お気軽にお声かけ下さい。

私生活では、老犬の介護…特に食事や薬のことで悩みを抱えています。良い情報があれば、こちらもお声かけ願います。どうぞよろしくお願いいたします。



(研修部)

たか やま かず こ
高 山 和 子

このたび支部役員改選で新たに研修部担当の幹事を務めさせていただくことになりました、高山和子です。

いままでは厚生部でTNGゴルフのコンペなどで皆様にお世話になりました。今後は研修会場で先生方とお会いすることが楽しみです。

コロナの期間は会場研修が制限されていましたが、今後は会場型も今までどおり行えると思います。

これからの2年間、安田副支部長、塩谷研修部長、ほかの研修部メンバーを助けて、支部会員の皆様の多くが研修会に参加していただけるように、お役に立てるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



(研修部)

ご あん り え
後 庵 理 江

このたび、研修部担当幹事に就任いたしました後庵理江と申します。

事務所は日本橋人形町、日本橋支部で税理士登

録をしてから、はや16年目となります。

趣味は5年ほど前に始めたテニスと2匹の飼い猫を愛でることです。テニス部員として厚生活動に参加させていただいたことがご縁となり、今回初めて支部運営のお仕事をさせていただくこととなりました。

これから2年間、微力ながら皆様のお役に立てよう努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。



(研修部)

こ よう たけ はる
小 用 丈 晴

この度の支部役員改選で、引き続き研修部担当として幹事を務めさせていただくことになりました小用(こよう)丈晴と申します。

前回は研修部ということで、良くも悪くも「慣れ」できていると思います。

そこで今一度初めて幹事になったころの気持ちに立ち返り、新鮮な気持ちで職責を果たして参りたいと考えております。

2020年以降、新型コロナウイルスと共存することとなり、諸々の支部活動も制限されてきました。

そのような生活もようやく落ち着きを取り戻しつつある中、皆様の年間受講時間「36時間」達成に少しでも貢献するとともに、自分も少しは成長したいと思っています。

引き続き、どうぞよろしくをお願い致します。



(研修部)

わた なべ み や こ
渡 邊 美 弥 子

こんにちは、日本橋支部幹事に就任いたしました渡邊美弥子と申します。

日本橋支部では、雑談室、各種支部研修、アウトドア部、テニス部、女子部会等々盛りだくさんのイベントに楽しく参加させていただいております。

研修部の一員として皆様と楽しく活動できます

よう精進してまいります。

どうぞよろしくをお願いいたします。



(研修部)

まつ だ まさ し
松 田 匡 司

この度、研修部の幹事を務めさせていただくことになりました松田匡司と申します。日本橋蛸殻町で開業しています。

開業して4年目の駆出しですが、先輩方のご指導をいただきながら微力ではありますがお役に立てばと思っております。

今後ともどうぞよろしくようお願い申し上げます。



(研修部)

にし な ほ こ
西 菜 穂 子

この度、研修部の幹事に就任いたしました西菜穂子と申します。

昨年8月に小伝馬町にて開業いたしました。

初めての支部活動のため今はまだわからないことばかりの状況ではありますが、先輩の先生方に学びながら、研修会を通じて日本橋支部の皆様の役に立てよう努めて参ります。

今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくようお願い申し上げます。



(研修部)

い で まさ のり
井 手 政 紀

この度の役員改選におきまして、研修部の幹事を仰せつかまつりました井手政紀と申します。

昨年8月末に税理士登録し日本橋横山町にて開業しております。

九州は熊本に生まれ育ち40年余りを東京で過

ごしてまいりましたが、古くは「五街道の起点」であり、現在でも「日本国道路元標」の置かれている歴史と伝統のある日本橋で税理士の道をしっかりと歩いてまいりたいと思っております。

研修部においては微力ながらお役に立てればと思っておりますが、コロナ禍も落ち着いてまいりましたので、今年ができる限り「会場型研修」に参加して、研修終了後の会員の皆様との交流も深めてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。



(広報部)

み つか かず ひこ
三 塚 一 彦

この度、前期に引き続き広報部を務めさせていただくことになりました三塚一彦と申します。

会報「にほんばし」を通じて支部会員間の繋がりを感じていただければと思っております。

微力ではありますが、少しでもお役に立てるように努めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



(広報部)

すみ だ なお こ
住 田 直 子

この度幹事に就任しました住田直子と申します。支部の一員として、皆様のお役に立てるよう一生懸命努めさせていただきます。

また、広報部の一員としても、広報誌「にほんばし」を通じて会員の皆様には有益な情報を発信できるよう、様々なお手伝いをさせていただければと思います。

女性会員としましても、女性の皆様に喜んでいただけるような情報を提供できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



(広報部)

きた しま あ き
北 島 亜 紀

この度の支部役員改選で引き続き広報部担当の幹事を務めさせていただくこととなりました北島亜紀と申します。

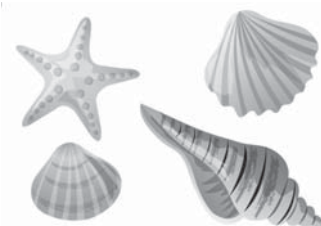
広報誌「にほんばし」の紙面を通じて“日本橋支部らしさ”を表現しつつ、支部活動や様々な有用な情報を会員の先生方にご提供できたらと思っています。微力ではありますが、これからの2年間どうぞよろしくお願いいたします。



(法対策委員長・広報部)

こ やま えい いち
小 山 栄 一

日本橋支部の皆様、こんにちは。この度法対策委員長と広報部員を仰せつかりました小山栄一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。早いもので法対策委員長は三期目、広報部は四期目となります。法対策委員では、本会制度部、調査研究部よりの課題検討について、アンケートへ回答協力をしていく事になります。そのため部会を開き回答内容を検討していきたいと思っております。広報部では会報「にほんばし」を通じて支部会員への情報発信や、お役に立てる内容をお届けする事になります。こちらは一人でも多くの会員に会報を見て頂けるような工夫も考えて行かなければなりません。多田部長を中心に広報部全員で工夫し、より良い会報を皆様へお届けできるよう努力していく所存でございます。微力ではありますが、二年間頑張りますので、何卒ご協力の程宜しくお願い申し上げます。





(広報部)

すず き はる ひ
鈴木 晴 妃

この度、広報部の幹事に就任いたしました鈴木晴妃と申します。お声がけいただいたご縁で初めて支部活動に携わることとなりました。

会報「にほんばし」を通じて会員の皆様と交流できますことを楽しみにしております。微力ではございますが精一杯務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



(厚生部)

み うら とし ゆき
三 浦 敏 幸

日本橋支部の幹事を仰せつかりました三浦敏幸です。引き続き厚生部を担当させていただくことになりました。支部会員の方々が厚生活動を通じて支部活動へ積極的に参加していただけますように微力ながら貢献したいと思います。

何卒よろしくお願ひ申し上げます。



(厚生部)

お の つか よし み
小 野 塚 良 実

この度、初めて日本橋支部の幹事に就任いたしました小野塚良実と申します。厚生部を担当させていただきます。

税理士登録以来、長年にわたり野球部員として厚生活動に参加させていただいていました。これからは、幹事活動を通じて、少しでも会員の皆様及び日本橋支部のお役にたてるよう努めさせていただきます。何卒よろしくお願ひ申し上げます。



(組織部)

ます い ひろ ひさ
増 井 裕 久

この度の支部役員改選において、組織部幹事に再任されました増井裕久と申します。1期2年間で支部会則等の改正にかかわらせていただきました。中々、緻密な大変な仕事だと痛感しました。微力ではありますが、お役に立てればと思っております。

年齢を重ね柔軟な体ではありませんが、考え方だけは、柔軟な頭で居たいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。



(経理部)

かわ ぐち ま り
川 口 真 理

監事から経理部に所属が変わりました幹事の川口真理と申します。監事としての2年間は支部運営が正常に機能しているか、主に監査業務と総会にて、与えられた役割を果たしてきました。今回新たに経理部へと所属が変更となりましたが、経理部は支部運営を会計の面で支えていく重要な役割があります。前回の監事の経験ともう少し前にも経理部としての経験がありますので、支部運営が円滑に運営できるように、増田経理部長とともに2年間頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。



(経理部)

まえ ざわ さ と こ
前 澤 左 斗 子

この度、初めて幹事に就任いたしました、前澤左斗子と申します。所属は経理部です。

幹事としてどのように支部運営のお役に立てるように振舞えば良いか、右も左も分からない状態

ですが、微力ながら尽力していきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。



(綱紀監察部)

あおき ゆきひろ
青木 幸弘

この度、支部幹事を拝命し、綱紀監察部を担当させて頂く事となりました青木幸弘と申します。名門日本橋の事はある程度存じ上げているつもりでしたが、まだまだ勉強不足だと痛感している今日この頃であります。

皆様方のご指導を賜りながら、微力ではありますが日本橋支部の運営にお役に立てるよう汗をかいて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします(世界のAOKI)。



(税務支援対策部)

とくだ かずひろ
徳田 和浩

この度、日本橋支部幹事の税務支援対策部を担当させていただくこととなりました徳田和浩と申します。

税務支援対策部では、無料相談の実施をはじめ小規模な納税者様の税務申告等に対する支援を主な業務として行っております。

新型コロナウイルスの影響を大きく受けていた時期は、確定申告時の支援業務等ができないこともありました。現在は無料相談時の事前予約制の導入等により活動を再開しております。税務支援対策部の業務を精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



(税務支援対策部)

あずま しんや
東 真也

今期も引続き税務支援対策部を担当させていただくこととなりました東真也と申します。少しでも支部のお役に立てるよう頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。



(税務支援対策部)

まつばやし けいこ
松林 恵子

皆様、こんにちは。松林恵子と申します。

このたび支部幹事を拝命致しました。

担当は税務支援対策部です。3期目となります。諸先輩方のご指導をいただきながら、微力ではありますが支部の事務運営に尽力させていただきたく存じます。

2年間どうぞよろしくお願いいたします。



(税務支援対策部)

やまもと よしはる
山本 善春

皆様、こんにちは。この度、支部幹事を拝命し、税務支援対策部を担当させていただくこととなりました山本善春と申します。

開業2年目であり、日本橋地区での勤務も初めてということで、至らない点が多々あると思いますが、諸先輩方のご指導をいただきながら、わずかでも支部運営のお役に立てるよう尽力して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



(本会理事)

はま かわ ひさ こ
濱 川 久 子

この度の東京税理士会の役員改選により、3期目の本会理事を務めさせていただく事になりました濱川久子と申します。所属は、前期に続き国際部です。

前期は、シンガポール視察に行っていました。今期は、秋に東京で開催されるアジア・オセアニアタックスコンサルタント協会 (AOTCA) の国際会議が予定されています。

国際源泉税、国際相続、消費税も国をまたぐ役務提供など取引が関わってくる時代となり、税理士にとっても、国際関連税務の知識が必要な時代となってまいりました。不案内な国際税務関係について、少しでも情報提供ができるように引き続き活動していく所存です。どうぞよろしくお願いたします。



(本会理事)

ゆう き まさ し
結 城 昌 史

この度の東京税理士会の役員改選により、引き続き本会理事を務めさせて頂くこととなりました結城昌史と申します。

所掌は、引き続き租税教育推進部となり、2期目となります。租税教育推進部では、更新研修における責任者として研修内容の充実を図っています。また、大学寄付講座の講師も担当することになりました。

租税教育にご理解いただいております支部会員の皆様には、引き続き更新研修、新規養成研修、そして広域対応研修の受講をお願い致します。



(本会理事)

いわ かわ ゆ み こ
岩 川 由 美 子

この度の東京税理士会の役員改選によりまして、本会理事を務めさせて頂くこととなりました岩川由美子と申します。

本会での所属は前期に引き続きまして研修部です。

研修受講義務36時間に関する会員の受講記録が令和元年の10月から日税連ホームページに公表されるようになりました。会員の受講実績が公表されることにより納税者に対して、私達は税に関する専門家として日々研鑽しておりどうぞ安心してお任せ頂きたいと言う専門的資質をアピールするものであると解釈しておりますが、残念ながらまだまだ受講時間が36時間に達していない会員がいらっしゃいます。

これからも会員に充実したプログラムを提供出来る様に、また理事として少しでもお役に立てる様に頑張っていく所存です。



(本会理事)

お ばら まさ ひろ
小 原 正 寛

この度の東京税理士会の役員改選により、本会理事として二期目を務めさせていただくことになりました小原正寛と申します。

本会での所属は前回同様情報システム部です。日々進歩するデジタル化社会ですが、税理士業務も電子化が必要不可欠になってきています。インボイス制度における電子化、電子帳簿保存法におけるペーパーレス化や会計ソフトの有効活用に対応することも求められています。

支部会員の皆様にも適宜情報をお伝えし新しい時代に立ち向かっていけるべく努めて参りますのでどうぞよろしくお願いたします。



(監事)

たか ぎ さだ かず
高 木 貞 和

このたび、監事の職を務めさせていただきます高木貞和と申します。不慣れではございますが、2年間微力ながら精一杯頑張りたいと考えております。

今後とも、みなさまのご指導・ご鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。



(監事)

さわ き きょう のり
澤 城 教 典

この度の役員改選により、監事を務めさせていただきますことになりました澤城教典と申します。

微力ではありますが、少しでも皆様のお役にたてるよう努めさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひします。

○ 署との拡大定例連絡会の開催

～令和5年4月25日～

令和5年4月25日（火）に昨年に引き続き、署との拡大定例連絡会が開催されました。

定例連絡会冒頭、幸税務署長からは、令和4年分の所得税等の確定申告期間中の無料申告相談の実施など、支部会員に対する感謝の言葉がありました。

確定申告でのe-Tax利用件数については、自宅からの申告、スマホ申告のいずれも利用件数が大きく伸びているとの紹介がありました。

また、今後も、納税者の皆様の利便性を向上させる観点から、e-Taxの一層の普及と定着に向けた施策に取り組み、国民から信頼される税務行政を目指す所存であると話され、支部に対しても一層のお力添えを賜りたいとの話がありました。

租税教育については、小学校の児童が、税の意義や役割を正しく理解し、税を通じて社会や国の在り方を考えるために、社会全体で継続かつ段階

的に取り組むべきものと認識し、支部活動としても積極的にご支援いただきたいとの要請がありました。

税務署からの連絡事項は以下の通りです。①令和4年分確定申告、②令和4年確定申告分の納付等、③新型コロナウイルス感染症の影響により国税の納付が困難な方に対する案内、④相続税のe-Tax申告における添付書類データ容量の拡大、⑤書面添付制度、⑥関与先名簿及び従業員名簿の提出、⑦租税教育の充実に向けた協力依頼、⑧令和5年度税制改正のポイント、⑨内部事務センター化など。

竹田支部長からは、このように昨年に引き続き拡大定例連絡会が開催されたことへの感謝の意、日頃から支部活動への協力のお礼の言葉がありました。



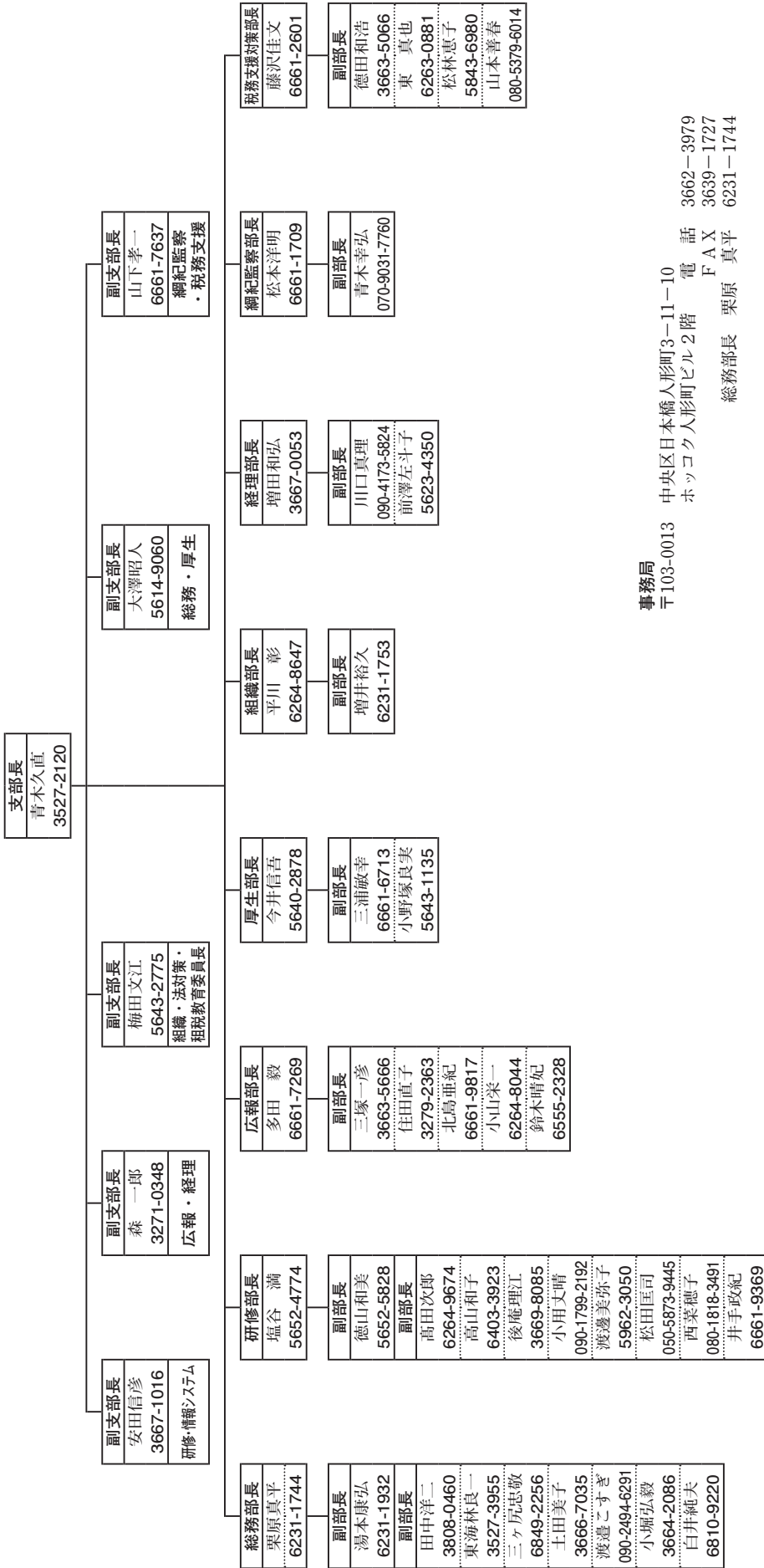
〔竹田支部長〕



〔幸日本橋税務署長〕

令和5年6月26日現在

東京税理士会日本橋支部令和5年度 役員及び組織図



事務局
〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10
電話 3662-3979
FAX 3639-1727
総務部長 栗原 真平 6231-1744

審判委員会	租税教育推進委員会	顧問	相談役	本会理事	本会監事	監事	相互扶助委員	登録調査委員
※小山栄一 6264-8044	※梅田文江 5643-2775	河原邦文 3669-8500	福本光男 3668-5716	濱川久子 3527-2120	竹田 修 6661-0183	高木貞和 3667-1016	青木久直 3527-2120	青木久直 3527-2120
澤城教典 6262-7232	若狭茂雄 6664-2086	中島美和 3241-0462	若狭茂雄 3664-2086	結城昌史 3639-5770	澤城教典 6262-7232	澤城教典 6262-7232	山下孝一 6661-7637	森 一郎 3271-0348
小用丈晴 090-1799-2192	結城昌史 6264-8044	浅見達雄 3527-2120	木下純一 3663-3003	岩川由美子 090-2867-9211	高橋美津子 3527-2120	高橋美津子 3527-2120	森 一郎 3271-0348	大澤昭人 5614-9060
松田匡司 050-5873-9445	小山栄一 6264-8044	坂下真一郎 3664-0513	佐々木則司 3527-2120	小原正寛 6661-0747	土田一夫 3527-9530	土田一夫 3527-9530	山下孝一 6661-7637	
渡邊美弥子 5962-3050	栗原真平 6231-1744	竹田 修 6661-0183	滝口利子 3668-8572	前澤左斗子 090-1799-2192				

※印は委員長



法人税における 賃上げ促進税制について

やま だ けい
山 田 溪



1. はじめに

令和4年度税制改正において、「賃上げ促進税制」(以下、「本制度」という。)が創設されました。これまでも企業から支給する給与を引き上げることを促進する税制について改正等を繰り返してきましたが、令和2年度以前の税制改正で創設された、「賃上げ・生産性向上のための税制」「所得拡大促進税制」と同様に、新規雇用者に限定しない賃上げを促進する税制へと改正されることとなりました。本制度は、「大企業向け」と「中小企業向け」とに分かれており、それぞれ適用要件と税額控除率が異なりますが、基本的には給与の増加率等に基づき、税額控除を受けることができるといった点は以前の制度と共通しています。

令和4年度税制改正における本制度の税額控除率は、「大企業向け」は最大30%、「中小企業向け」は最大40%となることがあるため、適用できた場合の税負担の軽減メリットは相当大きいものとなります。

3月決算法人については、令和5年3月決算より本制度の適用がされることとなり、今後本制度を適用するにあたって集計すべき項目に関する留意点を含めた形で研究論文としてまとめたいと思います。

2. 制度概要及び適用要件

青色申告法人のうち、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度において、下記(1)①又は(2)①の要件を満たす場合には、(3)の税額控除の適用が可能となります。さらに(1)②③又は(2)②③の要件を満たすことでそれぞれ税額控除率の上乗せ特典を受けることができます。

(1) 「大企業向け」の適用要件及び控除率

- ① 継続雇用者給与等支給増加割合(※1)が3%以上の場合

⇒15%

- ② 継続雇用者給与等支給増加割合(※1)が4%以上の場合

⇒①の税額控除率に10%上乗せ

- ③ 教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上である場合

⇒①の税額控除率に5%上乗せ

なお、大企業向けについては、事業年度末における資本金の額(出資金の額)が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である法人の場合には、「マルチステークホルダー方針」の公表が要件とされることとなっています。

(2) 「中小企業向け」の適用要件及び控除率

- ① 雇用者給与等支給増加割合(※2)が1.5%以上の場合

⇒15%

- ② 雇用者給与等支給増加割合(※2)が2.5%以上の場合

⇒①の税額控除率に15%上乗せ

- ③ 教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上である場合

⇒①の税額控除率に10%上乗せ

(3) 税額控除額

下記の①と②のいずれか小さい金額が税額控除額となります。

- ① 控除対象雇用者給与等支給増加額(※3)×税額控除率

- ② 法人税額×20%

※1 継続雇用者給与等支給増加割合

継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合

※2 雇用者給与等支給増加割合

雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等

支給額に対する割合

※3 控除対象雇用者給与等支給増加額

雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいいます。ただし、調整雇用者給与等支給増加額(※4)を上限とします。

※4 調整雇用者給与等支給増加額

以下のAからBを控除した金額をいいます。

- A 雇用者給与等支給額から雇用安定助成金額を控除した金額
- B 比較雇用者給与等支給額から雇用安定助成金額を控除した金額

3. 雇用者給与等支給額

雇用者給与等支給額とは、適用年度において損金算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

金額の算定上、下記の点に留意する必要があります。

- ・ 国内雇用者とは、法人の使用人のうちその法人の国内に所在する事業所につき作成された貸金台帳に記載された者を指すため、基本的には貸金台帳ベースとなります。
- ・ 国内雇用者は法人の使用人に限られるため、法人税法上の役員となるものは除外され、その使用人は役員と特殊関係がある者や使用人としての職務を有する役員は除かれます。
- ・ 損金算入されるものに限定されていることから、賞与等については実際に支給されているなど、債務確定しているものに限られます。
- ・ 所得税法に規定する給与等を指すため、退職金などは含まれません。
- ・ その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(※)は控除されます。

※ 補助金や出向からの出向負担金など。「雇用安定助成金額」については、雇用者給与等支給額から控除する必要はありません。

また、比較雇用者給与等支給額とは、基本的には前事業年度における雇用者給与等支給額をいいますが、適用年度と前事業年度の月数が異なる場合には一定の調整が必要となります。

4. 継続雇用者給与等支給額

継続雇用者給与等支給額とは、継続雇用者(国内雇用者のうち、前事業年度及び適用事業年度の

期間内の全ての月について給与等の支給を受けた雇用保険の一般被保険者)に対する給与等の支給額のうち、適用事業年度における給与等の支給額をいいます。

金額の算定上、下記の点に留意する必要があります。

- ・ 産休育休等により休職しており、その間給与等の支給がない月があった者は継続雇用者の対象外となります。(ただし、休職していても、「産休・育休手当」等、給与等に含まれる手当が支給されている場合には、継続雇用者に該当する)
- ・ 事業年度の中途において雇用保険の一般被保険者の資格の取得をした者や、事業年度の中途において、雇用保険の一般被保険者ではなくなった者は、継続雇用者の対象外となります。
- ・ その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(※)は控除されます。

※ 補助金や出向からの出向負担金など。「雇用安定助成金額」については、継続雇用者給与等支給額から控除する必要はありません。

・ 高年齢者等の継続雇用制度の対象となっている者は継続雇用者の対象外となります。

また、継続雇用者比較給与等支給額とは、継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額をいいますが、適用年度と前事業年度の月数が異なる場合には一定の調整が必要となります。

5. 雇用形態別の判定

「国内雇用者」「継続雇用者」の集計対象となる者は原則として、法人の使用人のうちその法人の国内に所在する事業所につき作成された貸金台帳に記載された者の中から対象となる者を絞り込み、給与等の増加率を集計し、適用の要否の検討を行うこととなりますが、雇用形態別の一般的な取り扱いについて、下記の通りまとめます。

・ **パート、アルバイト**

貸金台帳への記載対象であることから、本制度の適用対象となります。ただし、パートやアルバイトは勤務時間等が短いこともあることから、継続雇用者の判定にあつては、雇用保険の一般被保険者に該当するかという点については特に留意する必要があります。

・ **出向者(出向元法人)**

出向者は出向元法人の貸金台帳への記載対象

となる場合には、出向元法人の本制度の対象となります。ただし、出向先法人から受ける給与負担金については、「他の者から支払を受ける金額」として、給与等から控除する必要があります。

・ **受入出向者（出向先法人）**

その受入出向者が出向先法人の賃金台帳に記載されている場合には、出向先法人が出向元法人に支払う給与負担金は本制度の対象となります。ただし、出向者は出向元法人の雇用保険の対象となっているのが一般的であることから、継続雇用者の判定に当たっては、対象とならない可能性があるため、留意が必要となります。

・ **嘱託社員、契約社員**

賃金台帳への記載対象であることから、本制度の適用対象となります。

・ **派遣社員**

労働基準法第108条に定める賃金台帳ではなく、労働者派遣法第42条に定める「派遣先管理台帳」の記載対象となるため、国内雇用者に該当せず、本制度の適用の対象とはなりません。

・ **海外勤務社員**

国内の事業所に勤務しておらず、国内雇用者に該当しないことから、原則として本制度の適用対象とはなりません。ただし、長期海外出張社員の場合で、国内の賃金台帳の記載対象となっている場合には、本制度の適用の対象となります。

・ **業務委託契約**

雇用契約に基づくものではなく、賃金台帳の記載対象とならないことから、国内雇用者に該当せず、本制度の適用の対象とはなりません。

通常は上記のような雇用形態別に判定をすることとなりますが、関連会社間等で出向、派遣、業務委託の形態で人員のやり取りをする場合には、その契約内容等によっては、実態判断に基づき、その取扱いに疑義が生じる可能性があることから、契約内容等については、十分に留意する必要があります。

6. 合併があった場合の調整計算

合併により、被合併法人から国内雇用者を引き継いだ場合には、合併日以降は引き継いだ従業員に係る給与等及び教育訓練費が増加し、単純に前

年度と当年度の比較をすると賃上げの適用判定を合理的に行うことができないことから、比較年度（調整対象年度）の給与等及び教育訓練費の金額に一定の調整計算を行うこととされています。調整計算の方法に関しては、「適用年度において合併が行われた場合（適用年度合併）」と「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間に合併が行われた場合（適用年度前合併）」に分かれ、次の(1)、(2)の通りの取り扱いとなります。

なお、「基準日」「調整対象年度」については、次項において記載していきます。

(1) **適用年度において合併が行われた場合（適用年度合併）**

《比較雇用者給与等支給額》

⇒下記、AとBの合計

A 合併法人の各調整対象年度の雇用者給与等支給額

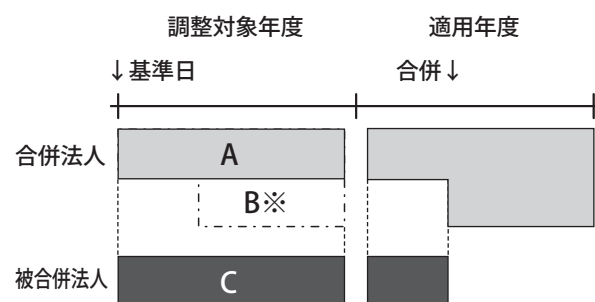
B (各調整対象年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等支給額を合計した金額) × 合併日から適用年度終了日までの月数 ÷ 適用年度の月数

《比較教育訓練費》

⇒下記、AとBの合計

A 合併法人の各調整対象年度の教育訓練費の額

B (各調整対象年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別教育訓練費の額を合計した金額) × 合併日から適用年度終了日までの月数 ÷ 適用年度の月数



$$\text{※}B=C \times (\text{合併} \sim \text{期末日までの月数}) \div \text{適用年度の月数}$$

$$\text{比較雇用者給与等支給額 (比較教育訓練費)} = A + B$$

(2) **基準日から適用年度開始の日の前日までの期間に合併が行われた場合（適用年度前合併）**

《比較雇用者給与等支給額》

⇒下記、AとBの合計

A 合併法人の各調整対象年度の雇用者給与等支

給額

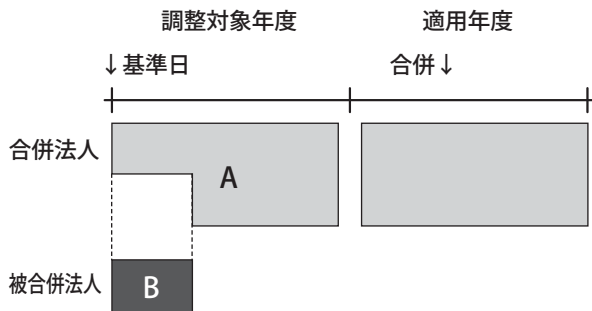
B 被合併法人の各調整対象年度に含まれる月に係る月別給与等支給額を合計した金額

《比較教育訓練費》

⇒下記、AとBの合計

A 合併法人の各調整対象年度の教育訓練費の額

B 被合併法人の各調整対象年度に含まれる月に係る月別教育訓練費の額を合計した金額



比較雇用者給与等支給額（比較教育訓練費）= A+B

また、分割、現物出資又は現物分配があった場合も調整計算の必要がありますが、今回は割愛します。

7. 合併があった場合の「基準日」

「調整対象年度」

「調整対象年度」とは、「基準日」から「適用年度開始の日の前日」を指しており、原則として、前事業年度となりますが、給与等の基準日と教育訓練費の基準日が異なることから、ケースによっては、給与等と教育訓練費の調整対象年度が異なることとなり、下記においてそれぞれの基準日について取り扱いを示していきたいと思えます。

・ 給与等基準日

① ②以外の場合

⇒前事業年度開始の日

② 前事業年度の月数が適用年度の月数に満たない、かつ、前事業年度が6月未満の場合

⇒以下AとBのいずれか早い日

A 適用法人が、適用年度開始の日において、その設立の日の翌日以後1年（適用年度が1年に満たない場合は、当該適用年度の期間）を経過していない場合であり、かつ、適用法人がその設立の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に行われた合併に

係る合併法人である場合…被合併法人の適用年度開始の日前1年以内の日を含む各事業年度のうち、最も古い事業年度開始の日

B 適用年度開始の日前1年以内に終了した各事業年度のうち、最も古い事業年度開始の日

・ 基準日（教育訓練費）

① ②以外の場合

⇒適用年度開始の日前1年以内に終了した各事業年度のうち、最も古い事業年度開始の日

② 適用法人が、適用年度開始の日において、その設立の日の翌日以後1年を経過していない場合であり、かつ、適用法人がその設立の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に行われた合併に係る合併法人である場合

⇒被合併法人の適用年度開始の日前1年以内の日を含む各事業年度のうち、最も古い事業年度開始の日

なお、分割、現物出資又は現物分配があった場合も同様の基準日の判定を行われることとなります。

8. おわりに

賃上げ促進に関する税制については、冒頭に記載した通り、年々変わりゆく日本の経済情勢等に合わせて改正が繰り返されていることから、今後も改正が行われながら、継続されていく可能性も予想されます。近年の改正では、年々控除率も高くなっており、適用が出来た場合の法人のメリットは大きいと考えられます。その大きなメリットを享受したいがために意図的に関連会社間等の人員調整をすることにより、賃上げ要件を形式的に充足することができるかもしれませんが、そもそも給与の適正性について税法上否認されるようなことがあっては元も子もないため、本制度を悪用できないような措置が講じられるべきかどうかといった点も個人的には興味があります。

本制度は令和2年度以前の「賃上げ・生産性向上のための税制」「所得拡大促進税制」とは適用要件、税額控除額の算定方法、用語の意義などに変更があるため、あらためて本制度の内容を踏まえた上で、慎重に検討をする必要があるものと思えます。

日本橋税務署との野球交流試合

令和5年6月7日 日本橋浜町グラウンド



令和5年6月7日に、日本橋浜町グラウンドにおいて昨年度に引き続き第2回目の日本橋税務署(参加者18名)、税理士会日本橋支部(参加者13名)で野球交流会試合が開催されました。

この交流戦は、前の坂下支部長が日本橋税務署の幹部と交渉し、令和4年に第1回目を実現したものです。

これまででは、ソフトボールによる交流試合は行われておりましたが昨年からは野球試合が行われました。

交流試合は、若狭茂雄会員と日本橋税務署長との二人による始球式(写真)で試合が開始され、主審は大澤昭人副支部長でプレイボールでした。

昨年は、日本橋支部が、最終回に1対2の逆転



サヨナラ負けを喫しており、今年はまさに「負けられない戦い!」でした。先攻は日本橋支部税理士会となり小刻みに得点を加える展開となりました。日本橋支部はピッチャーの継投により、日本橋税務署は好投手一人の熱投で緊迫した投手戦となり最終回まで目が離せない戦いとなりました。バッターは全員参加の対応ルールです。

最終7回裏「3対0」で迎えた日本橋支部リードにドラマがありました。

日本橋支部のマウンドは今回初登板で好投していた期待の投手でしたが、コントロールを乱してノーアウト1・2塁ピンチの場面で、日本橋税務署のバッターは左利きながらショートで好プレーを連発していた強豪左バッター選手がなんと! ライトオーバーフェンス越えのスリーランホームラン。劇的な同点ホームランで先日のWBCを見ているかのような光景……。残念ながら税理士会日本橋支部は3対3で引き分けとなってしまいましたが、今年も日本橋税務署の方々との懇親を深めることができる良い機会となりました。

次回は勝てるように練習に励みたいと思います。今後の交流に更なる発展が出来たものと思います。来年の開催を楽しみにしております。このイベントは継続していきたいと思います。

(野球部 三浦 敏幸)





野球交流試合スケッチ



Team	1	2	3	4	5	6	7	8	9	Total
親理士会	1	0	0	0	0	1	1			
日本格闘	0	0	0	0	0	0	3			



表紙の写真について

北海道・ニセコ町「ひまわり」

ニセコの「ひまわり」は、羊蹄山をバックに鮮やかな黄色の花が咲き誇ります。写真や花を切り取って自由に持ち帰りたいという観光客が多い地区です。

ニセコ町のホームページには、8月の上旬に「夏のひまわり畑で黄色い花と戯れるひと時」と表示されております。ひまわりの花は、全て羊蹄山の方向を向いているようで、ニセコアンヌプリと青空を背景にひまわりが一斉に開花するようです。



○ 税理士会日本橋支部 常会

～令和5年4月19日～

令和5年4月19日に綿商会館において支部常会が開催されました。

支部常会開催前に、東京税理士協同組合の林常務理事から、協同組合の個々の事業説明がなされ、支部支援金の在り方について説明されました。



次いで、常会の開催に当たり竹田支部長から、国税局では、事務の集中化、センター化が進められており国税局においても大手町に事務センターがこの7月11日以降開設され、日本橋支部としては、大手町センターが対象となります。郵送に当たってはこの大手町センターになるので留意願いたいとの挨拶がありました。また、令和4年分

の確定申告に際しては、多くの先生方のご尽力ご協力の下、無事終了することができたとのことのお礼の言葉がありました。更に、厚生部の活動に触れられ、アウトドア部、コロナ禍のなかで活動が休止していたカラオケ部の再開、囲碁部、野球部においては支部対抗戦で決勝に進出し3チームによる総当たり戦に臨むなど、活発な活動をしているとの紹介がありました。

その後、増田総務部長を皮切りに、研修部など各部からの報告、各委員会からの報告がなされました。



○ 税理士会日本橋支部常会後の研修会の開催

～令和5年4月19日～

令和5年4月19日に、税理士会日本橋支部常会後に研修会が開催されました。出席者は45名。

研修講師は、日本政策金融公庫東京中央支店の支店長、石川眞嗣、国民生活事業の融資第二課長、千村明弘、筆頭副事業統轄、青木伸也、上席課長代理、石田泰文。

研修会のテーマは「コロナ禍の資金調達～コロナ融資の返済のコツ、創業融資・つなぎ融資の受け方」でした。

研修内容は、日本政策金融公庫で用意されたパンフレットに基づき、小規模事業者のサポート事業、事業再生に取り組む支援事業、創業への支援事業、事業承継に取り組む支援事業、さらに、新型コロナウイルス感染症特別貸付の説明など、まさしく今後どのようにしていくのかなどを説明していただきました。



研修会に出席していただいた方の中には、今まさに資金の借り換えや追加借り入れなど、現状直面しているとのこと、有意義な研修会だったと感想を述べられておりました。

(研修部長 塩谷 満)

随 筆



故郷ゆかりの 地巡り

みどり かわ ひかる
緑 川 光

我が故郷は、福島県の棚倉町です。おそらく棚倉町と言ってもお分かりにならない方が大半だと思いますので、江戸時代と比較して紹介します。地域としては、茨城県と栃木県の県境に位置する東京に一番近い、いわば東北の表玄関口（近くに白河の関があります）で、ゴルフ好きの方には日米大学対抗ゴルフ選手権の開催コース等で有名な「棚倉田舎倶楽部」があります。

さて、江戸時代の福島県ゆかりの大名といえば、先ずは会津藩を思い出す方が大半だと思います。会津藩の始祖は保科正之ですが、正之は2代将軍秀忠の実子でありながら、誠実な人柄で江戸幕府のために身命を賭して仕え、江戸の大火の危機対策と取り組み名君と言われた方です。そして、最後まで徳川幕府を守った会津藩の松平容保が有名ですね。同じ松平姓では白河藩主の松平定信（後述）もおります。

奥州の玄関口であった我が故郷棚倉藩は、初代藩主が立花宗茂で外様大名ですが、関ヶ原の戦いで西軍に味方し浪人となり大名になった者は宗茂以外ありません。2代目は丹羽長重で、棚倉城（亀ヶ城）の築城を開始し上方商人を招いて城下町を整備した後、築城技術を買われ、白河藩の小峰城や二本松藩の霞ヶ城を造りました。その後、普代・親藩の徳川所縁の藩主7家15人が交互に入城し、最後は忍藩から阿部正静が転封となり石高は10万石となりました。白河藩小峰城は幕末には空き城となっていました。会津戦争の戦火の口火をきり、棚倉藩家老の阿部主膳率いる16人組と仙台藩の部隊はゲリラ戦を行い、新政府軍（福島県民として「官軍」は使いたくありません）を大いに悩ませました。棚倉藩は白河口の戦いに多くの兵をだしていたため、板垣退助指揮する新政府軍

800余名の攻撃に合い、わずか1日で陥落したとのこと。当時は阿部正静が白河・棚倉両藩を束ねておりました。その後の幕末期には会津白虎隊や二本松少年隊など悲惨な幕引きとなりました。

そうそう、あまり知られておりませんがこの人も忘れてはなりません。阿部正静の前藩主松平康英の川越藩転封に伴い、川越藩藩校長善館の教員となり後に東京師範学校教諭となった稲垣千穎で、国学者として「本朝文範」や「和文読本」などの教科書を編纂するかたわら、彼の作詞した「蛍の光」や「蝶々」は今も唱歌として親しまれています。彼の生まれも棚倉藩で、幼少時は稲垣真二郎と名乗っていました。

次に福島県ゆかりの大名屋敷跡が現在どうなっているかを紹介したいと思います。大名は江戸に上・中・下の三つの屋敷を拝領していたようで、江戸城の周囲は譜代大名の屋敷があり、石高の大小はあっても譜代で守り固めるということでした。会津藩の上屋敷は和田倉門邸とも呼ばれ、現在の行幸通り噴水広場のあるあたり。また、皇居前の帝国ホテルは、白河・棚倉藩の阿部屋敷のあったところで、下屋敷は上北八丁堀の旧築地市場、さらに銀座6丁目の新橋演舞場は棚倉藩の上屋敷跡でした。日比谷公園の官庁街を抜けると今は農林水産省になっていますが、相馬中村藩の上屋敷跡。陸奥福島藩の上屋敷は千代田区富士見の東京通信病院に、磐城平藩の上屋敷は首都高速の浜町入口、さらに中屋敷は日本橋堀留町の東京穀物商品取引所などになりました。

最後に紹介するのが、隅田川に合流する亀島川と神田川に挟まれていた霊巖島（現在の中央区新川）にありました霊巖寺です。寺は日本橋付近の葦原を埋め立てた霊巖島に創建され1657年の明暦の大火により延焼し、その後、江東区白河に移転しました。寺には、11代将軍徳川家齊のもとで老中首座として寛政の改革を行った松平定信の墓をはじめ、今治藩主松平家や膳所藩主本多家など大名の墓が多く存在します。松平定信は、隠居所を深川海荘（浜屋敷）と称して、鶴岡八幡そばの海浜で余生を過ごしたそうで、その縁もあって

没後百年記念で地名に白河を取り入れたとのこと
です。霊巖寺は時代小説にたびたび登場し、山本
一力の「櫻しぐれ」やこの寺院の近くで生まれた
池波正太郎の「鬼平犯科帳・二人女房」、藤沢周

平や山本周五郎など数多くの作家の作品に取り上
げられています。ちなみに我が家の墓も霊巖寺に
あり、寺の家紋も三階松で我が家の家紋と同じで
す。

日本橋支部周辺探訪

(J・K)

日本橋の水運を探る

江戸時代、日本橋周辺は、水路が発達し、経済
の発展に寄与しました。その端緒は征夷大將軍と
なった徳川家康の江戸城建設にあります。1611
年ごろ城の石垣工事のため舟入彫りを造成しまし
た。その当時日本橋の東は海で、船で資材（石、
材木等）を運送しており、海との接点である八丁
堀で海から水路を繋いでいました。その頃の江戸
の大きな河川は、神田川であり、寛永13年ごろ
神田川の水路を開拓して、外堀を造成しました。

その後江戸城の工事が終わり、日本橋を始めと
する東の海の埋め立てが始まり、佃島も造成され
ました。そして川に舟を浮かべて人やモノを運ぶ
水運が大変活用されました。江戸時代初期には町
の拡張工事のため、大量の物資を運ぶ手段として
利用され、拡張の過程で運河が整備されました。

中でも縦横無尽に運河が張り巡らされたのが日
本橋エリアと深川エリアでした。（深川エリアに
ついては本稿では言及を避けますが、相互に関わ
りのあるものです。）

日本橋エリアに造られた運河は、江戸城の建築
の資材を荷揚げするために利用されました。この
運河は地面を掘削して造られ、舟入堀と呼ばれま
した。これは文字通り船が入れる堀です。諸国か
ら木材や石材などを船に乗せて運んできて、江戸
城に近いところで資材をおろし造成に使いました。

日本橋エリアの運河は、掘削によるものの他、
川や海を埋め立てて水路を作ったものがあります。
これを「堀留」といいました。「堀留町」という地
名は、その名残です。日本橋エリアで流れる大き
な(?)川は、神田川と、日本橋川です。日本橋
川は外堀から流れています。日本橋川の最初の橋
は、「一石橋（いちこくはし）」で外濠と日本橋川
を繋ぐ橋です。



その橋は、一説によると、北橋詰本両替町に幕
府金座御用の後藤庄三郎、南橋詰の呉服町に御用
呉服商の後藤縫殿助の屋敷があり、当時の橋が破
損した際に、これらの両後藤氏の援助により再建
されたともいわれています。そのため、後藤の読
みから「五斗」、
「五斗+五斗で
一石」ともじっ
た洒落から一石
橋と名付けられ
たとか。

また、一石橋
には満よひ子の
志るべ、(迷い
子のしるべ)が
南詰に建てられ
ました。江戸時



代は、迷い子が多く出てしるべの右側には「志(知らする方)」、左側には、「たづぬる方」と彫られていて、「たづぬる方」(迷子の行方を尋ねる人)は、上部の窪みに迷子や尋ねる人の特徴を書いた紙を貼り、それを見た通行人の中で心当たりのある場合には、「知らする方」(迷子を保護したことを知らす人)として、その旨を書いた紙を窪みに貼って迷子や尋ね人を知らせ親元へ帰す仕組みだったそうです。

その流れの先に、「日本橋」、「江戸橋」があり、その間の日本橋川の北岸に魚河岸がありました。江戸時代の前、千葉方面からの水路を使って、当時としては新鮮な魚が売り買いされていました。(落語、「目黒のサンマ」では、将軍に提供する魚は、日本橋の魚河岸から仕入れた上等なものですが、調理の仕方で、不味い料理になってしまったのです。

江戸橋の先で、流れは墨田川方面と、新橋方面に分かれます。

日本橋周辺は、水運から始まった城下町です。

(つづく)



各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

令和5年4月17日(月)

I 審議事項

1. 日本橋支部準会員申請の件

II 報告事項

1. 令和4年度・令和5年度各部事業報告及び事業計画案の件
2. 令和4年度・令和5年度支部会計収支報告・予算案の件
3. 登録調査(4/10)の件 1名
4. 三税協議会(4/6)の件
5. 支部業務執行細則の一部改正の件

III 各部報告・委員会報告・理事会報告 以上

令和5年5月15日(月)

I 審議事項

1. 令和4年度・令和5年度各部事業報告及び事業計画案の件
2. 令和4年度・令和5年度支部会計収支報

告・予算案の件

3. 令和4年度支部定期総会の委任状に代理人の氏名の記載がない場合の議決権の行使者の指名の件および委任状の有効判定の件
4. 定期総会(6/26)当日分担確認等の件

II 報告事項

1. 日本橋税務懇話会(4/18)の件
2. 常会(4/19)の件
3. 署との拡大定例連絡会(4/25)の件
4. 顧問相談役会(4/25)の件
5. 中央区租税教育推進協議会定期総会(5/10)の件
6. 登録調査(5/12)の件 8名
7. 滞納支部会費徴収整理細則の一部改正の件

III 各部報告・委員会報告・理事会報告 以上

令和5年6月2日(金)

I 審議事項

1. 令和5年度定期総会(令和6年6月)日時の件
2. 事務局夏期休暇日程に関する件

3. 滞納支部会費徴収整理細則の一部改正の件

II 報告事項

1. 会計監査報告(5/17)の件
2. 関係団体定期総会の件
3. 日本橋優申会(5/23)
4. 東税協通常総代会懇親会(5/26)

III 各部報告・委員会報告 以上

令和5年6月26日(月)

I 審議事項

なし

II 報告事項

1. 新役員紹介
2. 各部・各委員会の分担
3. 年間の行事予定

◎今後の予定

・幹事会

8月はお休み 9月20日(水)

支部事務局にて開催

・日本橋税務署との定例連結協議会

10月16日(月) 日本橋税務署会議室
(総務部長 栗原真平)

[研修部]

令和4年度は多くの皆さまに、研修に参加いただきありがとうございます。日本橋支部の令和4年度36時間達成率は67.1%と、前年より増加することができました。今年度は70%を目指して、興味のある研修を多く企画したいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。また東京会のオンデマンド研修は非常に充実していますので、ぜひ活用をお願いいたします。

研修について、要望、WEB配信の受講の仕方などご意見、ご質問等がありましたら、何でも事務局までご連絡をお願いします。

《実施した研修会》

日 時：令和5年4月19日(水)14:00~18:30

テーマ：「コロナ禍の資金調達 ~コロナ融資の返済のコツ、創業融資・つなぎ融資の受け方」

講師：日本政策金融公庫 担当者

会場：AP日本橋

日 時：令和5年5月23日(火)14:00~17:00

テーマ：「士業が支出した任意団体や懇親会等の会費の必要経費性」

講師：弁護士・税理士 牛嶋 勉 氏

会場：AP日本橋

日 時：令和5年6月5日(月)13:30~16:00

テーマ：「事業の承継・継続に必須~非公開会社における少数株主対策の実務」

講師：弁護士 永吉圭一郎 氏

会場：一ツ橋会館

※第一ブロック合同研修

日 時：令和5年6月12日(月)14:00~16:30

テーマ：「不動産投資の税務~プロから学ぶ本当のお金の残し方」

講師：税理士 石井 彰男 氏

会場：AP日本橋

日 時：令和5年6月20日(火)15:00~17:00

テーマ：「事業承継税制について」

講師：税理士 谷中 淳 氏

会場：綿商会館

※税理士会協同組合共催

日 時：令和5年6月26日(火)13:30~15:00

テーマ：「雑感!! 令和5年度税制改正について」

講師：税理士 松崎 啓介 氏

会場：ロイヤルパークホテル

《実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：令和5年4月7日(金)17:30~19:30

日 時：令和5年5月19日(金)17:30~19:30

日 時：令和5年6月9日(金)17:30~19:30

日 時：令和5年7月14日(金)17:30~19:30

日 時：令和5年7月14日(金)17:30~19:30

日 時：令和5年8月10日(木)17:30~19:30

日 時：令和5年9月8日(金)17:30~19:30

日 時：令和5年10月13日(金)17:30~19:30

会場：すべて日本橋支部会議室

(研修部長 塩谷 満)

[厚生部]

《野球部》

令和5年4月以降の活動をご報告させていただきます。

・第131回支部対抗野球大会

(神宮外苑4/6、13、20)

第1回戦 日本橋支部 12対2 大森支部

第2回戦 日本橋支部 7対0 日野支部

第3回戦 日本橋支部 10対0 杉並支部

第4回戦 日本橋支部 13対2 豊島支部

決勝リーグ

1 試合目 日本橋支部 4対0 四谷支部

2 試合目 日本橋支部 9対5 上野支部

※優勝 7連覇達成いたしました。

・日本橋税務署との親善試合(浜町公園 6/7)

日本橋支部 3対3 日本橋税務署

・第一ブロックリーグ(神宮外苑6/14)

1 試合目 日本橋支部 8対4 神田支部

2 試合目 日本橋支部 15対1 麴町支部

★今後の予定

7月7日 第一ブロックリーグ 対 京橋支部

7月20日 ナミキ野球大会 対 新宿支部

8月3日 第一ブロックリーグ 対 麻布支部

8月26・27日 夏合宿

今春での7連覇達成を達成し、8連覇に向け始動しております。新戦力も加わり日々練習を重ねております。今後とも野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

(野球部長 三浦敏幸)

〈テニス部〉

〈練習〉

4月12日 有明テニスの森 5名参加

5月8日 有明テニスの森 7名参加

6月16日 高輪テニスセンター 5名参加

東京税理士会・テニス大会

5月10日 有明テニスの森

・塩谷ペア

予選リーグ

1 雪谷戦 1-6 ※

2 小石川戦 3-6 ※

3 杉並戦 6-4 ◎

3位トーナメント

1 回戦 荻窪戦 5-6 ※

・渡邊・増田ペア

予選リーグ

1 新宿戦 6-0 ◎ 不戦勝

2 本郷戦 2-6 ※

3 四谷戦 6-4 ◎

2位トーナメント

1 回戦 小石川戦 0-6 ※

・布川・岩川ペア

予選リーグ

1 葛飾戦 5-6 ※

2 北沢戦 5-6 ※

3位トーナメント

2 回戦 新宿戦 6-4 ◎

準決勝 荻窪戦 6-2 ◎

決勝 神田戦 2-2 途中棄権 ※

・東海林・青木ペア

予選リーグ

1 上野戦 4-6 ※

2 荻窪戦 4-6 ※

3 荻窪戦 3-6 ※

4位トーナメント

2 回戦 本郷 棄権 ◎

3 回戦 目黒戦 4-6 ※

3位決定戦 対渋谷 6-5 ◎

5月10日に東京税理士会の春季大会が有明テニスの森で開催されました。当日は晴天で、4ペアが参加し、気持ちよくプレーできました。秋は団体戦がありますので、練習して、上位に食い込みたいと思います。毎月の練習会も開催していますので、皆さまの参加をお待ちしています。

(テニス部長 塩谷 満)

〈アウトドア部〉

4月16日 かすみがうらマラソン大会

参加者4名

土浦市で行われた、かすみがうらマラソン大会にフルマラソン3名、10マイルに1名参加。気温が高くランナーの中には熱中症や脱水症状を起こす人が見られましたが、4名とも全員無事に完走しました。

4月20日 皇居ランニング練習会 中止

4月28日 アウトドア部会議 参加者4名

今期の今後の活動予定を決定するための会議を支部事務局で行いました。

5月15日 ボクササイズ 参加者10名

女性税理士の活動を推進する部門との共催で支部事務局にて開催しました。

5月18日 皇居ランニング練習会 参加者3名

6月3日 北鎌倉登山 参加者14名

あいにくかなりの雨で、登山はやめて鎌倉の街の散策に変更しました。明月院でアジサイを鑑賞、建長寺、駿河岡八幡宮、鎌倉小町通りなどを観て、最後はスペイン料理のお店で美味しい料理を楽しみました。

6月15日 皇居ランニング練習会 中止
 6月22日 バトミントン大会 参加者9名
 初めにバトミントンの講習会を行い、その後ダブルスのトーナメントゲームを行いました。

7月1日 柏の葉キャンパスリレーマラソン 参加者5名
 一時的に土砂降りになりましたが、雨が止んだ後もあまり暑くならず皆でタスキをつないで無事にゴール。19組中15位タイムは3時間26分11秒でした。YouTuberのたむじょーが大会を盛り上げていました。

今後の予定

- ・皇居ランニング練習会(毎月第3木曜日)
7月20日、8月17日、9月21日、10月19日、11月16日、12月21日
- ・サンセットカヤック
8月末
- ・寺ヨガ
9月上旬
- ・ラン&バーベキュー
9月中旬
- ・バトミントン大会
9月27日(浜町体育館)
- ・国立競技場リレーマラソン大会
10月22日
- ・忠臣蔵討ち入り再現ラン&ウォーキング
12月16日

(アウトドア部 増田和弘)
(厚生部長 今井信吾)

《歌舞音曲部(カラオケ部)》

3年4ヶ月ぶりに再会いたしました。まだまだコロナ等がなかったわけではないので十二分に気を付けながらの再開です。

令和5年4月18日(火) PM6時よりカラオケの鉄人 人形町の30人部屋にて 参加者8名

令和5年5月16日(火)PM6時より同じ会場にて 参加者6名

令和5年6月13日(火) PM6時より同じ会場にて 参加者17名 外部参加者3名含む(オリックス生命1名・朝日生命2名)

令和5年7月18日(火)PM6時より同じ会場にて 参加者5名

久しぶりにて、会員の歌声が響き楽しいひと時を過ごせました。

※10月か11月頃に38周年大会を(35周年を実施できなかったの、この大会含めて)上野のパセラリゾートで発表会を行う予定です。頑張りましょう。

(カラオケ部長 若狭茂雄)

〔組織部〕

4月19日付けで「滞納支部会費徴収整理細則の一部改正」に関する意見聴取を本会に提出しまして、5月末に意見聴取の回答が有りました。

6月2日の幹事会において、「滞納支部会費徴収整理細則の一部改正」について承認され、同日施行されました。

今後の予定は、標準支部規則の改正の趣旨に従い、税理士の業務の電子化推進施策の実施、支部総会の招集通知の電子化を可能とするための所要の改正を行うために、意見聴取の提出に向けた作業を進めております。

(組織部長 平川 彰)

〔税務支援対策部〕

日本橋法人会、東京商工会議所、東京商工会議所中央支部からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』及び、支部無料相談を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
4月5日(水)	法人会事務局	平川 彰
4月19日(水)	〃	余西 吉巳
5月17日(水)	〃	若狭 茂雄
6月7日(水)	〃	秋庭 守
6月21日(水)	〃	吉見 和典
7月5日(水)	〃	木下 純一
7月19日(水)	〃	大曾根成行

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
4月20日(木)	中小企業相談センター	前澤左斗子

○東京商工会議所中央支部からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
4月11日(火)	中央区京橋プラザ	吉田 元明

6月13日(火)	〃	川口 真理
《支部無料税務相談》		
実施日	会場	担当税理士
4月12日(水)	支部事務局会議室	若狭 茂雄
5月10日(水)	〃	吉見 和典
6月14日(水)	〃	小用 丈晴
7月12日(水)	〃	山口 佳彦
(税務支援対策部長 藤沢佳文)		

〔情報システム委員会〕

7月14日、デジ熟が初開催されました。参加人数は、予想を上回る～人！。期待の高さが伺えます。講師は副支部長の安田先生が行い、内容はリモートワーク、スキャナによる文書管理など多岐にわたり、1時間の講義はあっという間に終わりました。



特にランサムウェアなどサイバーセキュリティに関する説明に興味が集まりました。

(情報システム委員長 塩谷 満)

〔租税教育推進委員会〕

租税教育の目的は、「租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成すること。」です。つまり、租税教育とは、租税に関する知識の学習はもちろんのこと、単に知識を習得させることに留まるのではなく、その知識を基に考え実践する学習を行い、税の制度や政治、社会の仕組みに興味を抱かせ、税を通じて社会を考えることによる民主主義の理解や主権者としての社会参画意識を育むことを目的としています。

日本橋税務署管内並びに日本橋支部区域には、5つの中央区立の小学校が有ります。令和5年度は、5月と6月に全ての小学校で6年生を対象に租税教室を開催しました。実施状況は、5月2日に常磐小学校2クラス、5月12日に有馬小学校3クラス、5月16日に日本橋小学校2クラス、6月6日に阪本小学校1クラス、6月21日に久松小学校4クラスです。各小学校とも準備のための事前打ち合わせを行い、租税教室の当日の授業の流れ、感染予防対策の確認をしました。



授業は、日本税理士会連合会の租税教育推進部が作成したテキストを活用しながら、パネルやパワーポイントを使用して進めます。授業の内容は、「税の意義・役割」と「税から考える社会の仕組み」です。

税はなぜ必要なのか、その税は誰のためにあるのか、無人島を例題としながら授業を進め、児童一人当たりの教育費の金額や税の種類についてじゃんけんゲームを取り入れながら授業を進めました。また、税金を集めるゲームでは、クラスを所持金が500万円、2,500万円、7,000円の3つのグループに分け、それぞれのグループの所持金の中から3,000円の税金を集めるゲームです。それぞれのグループの立場を変えて機会の公平性や結果の公平性を理解してもらいました。

授業の最後は、日本橋税務署からお持ち頂いたジュラルミンのケースに入った1億円のレプリカの登場です。児童たちも初めて見る1億円のレプリカに興味津々でした。

今後も、日本橋税務署と協力しながら実りある租税教室を積極的に開催していきたいと思えます。

(租税教育推進委員長 梅田文江)

女性部(さつき会)

女性部より ～健康で長く働くために～

昨年6月から、日本橋支部女子会(「さつき会」)は、毎月プロのインストラクターを招いてウォーキングスクールを開催してきました。

私たち税理士の仕事は、非常に神経を使う仕事です。注意力が落ちればミスにつながります。ミスをしないように集中力を保つためには健康が大切です。



健康の基本は歩く事です。歩くといっても、ただ歩けば良いわけではなく正しく歩く必要があります。

正しい歩き方をマスターしましょう！

正しく歩くために、まず正しく立ちます。歩き出す際、前足はかかとからつき、後ろ足は母趾(足

の親指)でしっかり蹴りだすことを意識します。たったこれだけで自然と背筋が伸び、膝が伸び、疲れない歩きが実現するんです。歩くと疲れる、膝がちゃんとあがらない、歩くときに状態がぶれる等

ご自身の歩き方に問題を感じている方はぜひ女子会のウォーキングイベントに参加して下さい。



ウォーキングレッスンの後に、ストレッチをしますので、座り仕事が多い私たちに多い腰痛、肩こりなどの症状が改善されます。

(さつき会 濱川久子)

編集後記

久しぶりに通勤電車に乗って気が付いたことがあります。車内で新聞を広げて読んでいるのは私だけ。新聞を縦半分に折り、紙面を四分の一にしてつり革を握りながら読んでいました。以前はこのような光景が当たり前だと思いましたが、今は皆さんスマホを眺めて過ごしている方が大半ということに改めて驚きました。私一人がDXに乗り遅れている人間だと証明しているようにも感じてとても恥ずかしくなりました。そのため、直ぐにネットでも見られる環境を整えました。また、お店での支払いは現金が基本でしたが、家族からスマホ決済の方が便利で特典もあると言わ

れ、早速アプリをインストールしたところです。

私は高齢者と呼ばれる年齢となり、あまり新しいものにチャレンジする気持ちはなかったのですが、環境の変化にキャッチアップしていかないとこれから普通の生活をするのが困難になるのではないかと不安を感じています。自分を奮い立たせて頑張っている毎日です。

(広報部 三塚一彦)



会員の異動

<入 会>

氏名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
岩本潤子	〒103-0028	八重洲1-7-20 2階 税理士法人チェスター	6869-5040	5年4月6日	
相澤信夫	〒103-0013	日本橋人形町1-5-5 芳町ビル 辻・本郷税理士法人オンライン相続事務所	5645-5088	5年4月20日	
中尾匠吾	〒103-0028	八重洲1-5-9 税理士法人心 東京税理士事務所	5542-1779	5年4月20日	
西藏仁司	〒103-0028	八重洲1-7-20 2階 税理士法人チェスター	6869-5040	5年4月20日	
南村方郎	〒103-0027	日本橋2-1-3	050-3550-5522	5年5月1日	
倉持茂	〒103-0028	八重洲1-5-9 税理士法人心 東京税理士事務所	5542-1779	5年5月25日	
山下啓太	〒103-0028	八重洲1-7-20 2階 税理士法人チェスター	6869-5040	5年6月21日	
斉藤喜久雄	〒103-0011	中央区日本橋大伝馬町4-5 風ビル 西村光雅税理士事務所	3669-9151	5年6月21日	
中口将史	〒103-0023	中央区日本橋本町1-10-2 第2MKビル9F 吉村以知郎税理士事務所	3244-0700	5年6月21日	
山原碧	〒103-0025	中央区日本橋茅場町1-13-13 七宝ビルディング9階 井上智宏税理士事務所	6661-9906	5年6月21日	
尾高正祥	〒103-6117	中央区日本橋2-5-1 税理士法人令和会計社	3231-1858	5年6月21日	
八嶋絵里	〒103-0022	中央区日本橋室町3-3-1 MAC&BPミッドランド税理士法人 東京日本橋オフィス	6661-1591	5年6月21日	
小倉貞男	〒103-0016	中央区日本橋小網町18-20 ヴェラハイツ日本橋907号室	090-8512-3593	5年6月21日	
森大輔	〒103-0013	日本橋人形町1-5-5 芳町ビル 辻・本郷税理士法人オンライン相続事務所	5645-5088	5年6月21日	

<転 入>

氏名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
加藤康行	〒103-0005	日本橋久松町9-2 日新中央ビル8階	5651-4031	5年4月1日	
大島佳織	〒103-0026	日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル5階 カーネリアン税理士法人	5623-2910	5年4月4日	
萩原和紀	〒103-0011	日本橋大伝馬町2-11 イワサキ第二ビル5F 税理士法人わかば経営会計 東京事務所	6231-1974	5年4月5日	
伊藤章子	〒103-0027	日本橋2-10-3 エグゼトゥール日本橋801	070-8988-2769	5年4月12日	
藤川真王	〒103-0016	日本橋小網町11-5 ACN日本橋小網町ビル7F-08	080-3374-6586	5年4月12日	

磯 浩 之	〒103-0027	日本橋3-5-12 ニュー八重洲ビル8階3号室	5542-1027	5年4月25日	
加 藤 克 志	〒103-0024	日本橋小舟町8-13 天翔日本橋ビル408-N	080-3505-1750	5年6月6日	
江 木 洋 介	〒103-0013	日本橋人形町1-7-10 人形町ツカコシビル202号室 誠国際税理士法人	5614-0349	5年6月9日	
大 鳥 由紀子	〒103-0025	日本橋茅場町3-6-4-707号	090-4375-0951	5年6月13日	
竹 井 省 悟	〒103-0023	日本橋本町4-8-16 KDX新日本橋駅前ビル7F 税理士法人石川小林	3517-5884	5年6月14日	

<事務所住所変更>

氏 名	郵便番号	事務所住所
武 林 猛 史	〒103-0013	日本橋人形町1-5-5 芳町ビル402号室
岩 田 浩 一	〒103-0022	日本橋室町1-8-7 エバー室町ビル7階
木 村 公 子	〒103-0022	日本橋室町1-8-7 エバー室町ビル7階
遠 藤 秀 俊	〒103-0012	日本橋堀留町2-3-3 グランドメゾン日本橋堀留404号室
遠 藤 範 子	〒同上	同上
根 本 俊 一	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋2丁目ビル10F

<事務所電話番号変更>

氏 名	電話番号	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号
鈴 木 利 光	6824-0800				

<転 出>

氏 名	転出先	氏 名	転出先	氏 名	転出先
武 田 剛	浅草支部へ	増 保 雪 絵	浅草支部へ	西 谷 富士夫	浅草支部へ
和 田 陽 子	京橋支部へ	大 西 康 記	京橋支部へ	西 村 和 彦	杉並支部へ
黒 田 伸 明	浅草支部へ				

<法人会員転出>

法人名	備考	法人名	備考
明誠税理士法人	浅草へ		

<退 会>

氏 名	転出先	氏 名	転出先	氏 名	転出先
中 村 樹	業務廃止	橋 本 隆	業務廃止	成 松 博 典	業務廃止
鈴 木 章	千葉県会	鈴 木 幸 信	業務廃止	岩 本 忠 司	千葉県会
中 村 佳 子	千葉県会				

<会員死亡>

真 船 洋一郎	令和5年3月28日死亡 87歳		
---------	-----------------	--	--

東京税理士協同組合

東京税理士協同組合は、昭和36年4月に設立され、東京税理士会が行うことのできない収益事業を行い、組合員及び準会員の経済的な地位の向上を目的として運営を行っており、東京税理士会並びに各支所（支部）に多大な寄与をしております。

この機会に、多くの特典を備えた本組合に是非ご加入されることをお勧めいたします。

加入資格

開業税理士・税理士法人
・所属税理士（直接受任業務を行い「税理士業務を行う事業者」） ⇒ 組合員

社員税理士・所属税理士 ⇒ 準会員

※税理士法人の加入には要件等があります。また法人組合員、準会員には一部ご利用いただけない事業がありますので、詳しくは組合事務局までお問い合わせください。

加入メリット

- (1) 直営売店等でご利用いただける特別優待券の適用
例年3月31日現在の組合員及び準会員にその年の7月に送付
令和4年度実績 組合員4,000円 準会員3,000円 新規加入優待券2,000円
 - (2) 直営売店において書籍等を組合員特別価格にて販売（ホームページ、FAXからの注文も可能）
 - (3) 税理士業務に必要な資金の融資斡旋及び保証貸付等の金融事業（開業税理士のみ利用可）
 - (4) 税理士年金、弔慰金制度等の福利厚生事業
 - (5) 研修会（会則3時間組合員等研修会、事務所職員講習会）の開催等の教育情報事業
- ... 等々

加入手続

- (1) 加入に必要な組合員の出資金、準会員の加入金はともに1万円となっております。
（年会費等はいただいておりません。脱退の際は原則としてお返しいたします。）
- (2) 申込書は組合事務局にご請求いただくほか、ホームページからも印刷することもできます。
必要事項をご記入のうえ組合事務局までご送付ください。
- (3) 加入審査後、出資金または加入金の払込取扱票をお送りいたしますので、最寄りの郵便局、銀行にてお払込みください。入金確認後、組合員証または準会員証をお送りいたします。

お問い合わせ先

東京税理士協同組合 <http://www.tozeikyo.or.jp>



組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館2階
Tel. 03-5363-2011(代) Fax. 03-5363-2008

直営売店 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階
Tel. 03-3354-6141(代) Fax. 03-3354-6446

2023.04.24



《東京商工会議所から融資のご案内》

マル経融資・新型コロナウイルス対策マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、商工会議所の推薦に基づき

日本政策金融公庫が**無担保・保証人不要**（保証協会の保証も不要）で融資を行う制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

特例措置①

一般のマル経融資（2,000万円）とは
別枠で融資限度額 **1,000万円**

返済期間 運転資金・設備資金 20年以内

※ただし、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等と重複する
場合の貸付残高合計額に限度があります。

※据置期間についてはお問い合わせ下さい。

特例措置②

当初3年間 融資利率 **0.17%**（固定金利）

※経営改善利率 1.07%より▲0.9%引き下げ

※2023年7月1日時点の金利です。金融情勢により変わる可能性があります。
あります。本特例措置の取扱いは、**2023年9月末日まで**となります。

※審査の結果、ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。

融資対象（主な項目）

小規模事業者とは、従業員20人以下の法人や個人事業主の方
但し、**商業・サービス業は5人以下**（宿泊業・娯楽業は20名以下）
※アルバイト・役員等を除いた人数

- 小規模事業者であること ⇒
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けるもので次のいずれかの要件を満たすもの
 - ・最近1か月の売上高または過去6か月（最近1か月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の状況にある小規模事業者。
 - ・債務負担が重くなっている方※詳細はお問合せ下さい。
 - 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている事業者
（※創業予定の方や、創業後1年未満の方は、融資対象とはなりません。）
 - 税金（所得税・法人税・事業税・住民税など）を完納している事業者
 - 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる事業者
- ※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

【経営に関するお悩み承ります】

◆税理士による無料税務相談

第2火曜日

◆弁護士による無料法律相談

第1・3火曜日

※午後1時～4時（1回30分）要予約・電話にてご予約ください

東京商工会議所中央支部【事前予約制】電話：3538-1811

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 中央区立京橋プラザ3階



事業承継事案もお任せください。 不動産M&Aで、都市部老朽不動産の 出口戦略もサポート!

事例 ▶ 日税だからスムーズにできる「不動産M&A」

複数の株主(約30人)がいる法人保有のオフィスビル売却について税理士先生からご相談いただいたケースです。

オフィスビルは、築50年ながら、都市部にあって駅直結という好立地で、時価20億円ほどの不動産でした。

税理士先生からの要望は、建物の老朽化、株主の高齢化、近い将来の相続による株式の分散を懸念している株主へ売却方法について提案してほしいとのことでした。

ご要望を聞いた当社は、グループ会社でM&A、組織再編を手掛ける日税経営情報センターとの連携で、一般の不動産仲介業者ではできない「法人の株式譲渡」を提案し、株主の皆さんへ単純な不動産売却に比べ、約5億円多い手取額を実現しました。



写真はイメージ

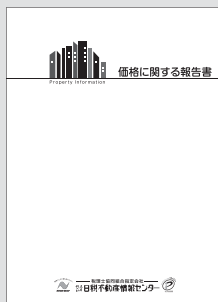
大切な不動産に係る信頼性の高い資料も好評です。

【物件調査報告書】



マル秘にて物件調査報告書を作成

【売買価格査定書】



あらゆる不動産の売買時価の査定

【不動産鑑定評価書】



共有物分割 交換
同族間売買 相続

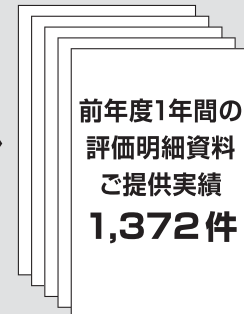
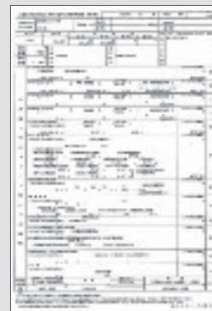
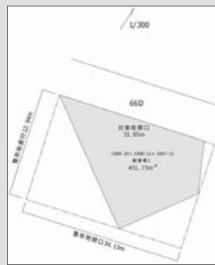
【有効活用企画書】



収支計画書の作成から設計・監理業務まで

日税ならではの、こんな資料のご提供も・・・

CADで作成したかげ地図のご提供や「地積規模の大きな宅地の評価」などを踏まえた評価明細資料データのご提供など



前年度1年間の
評価明細資料
ご提供実績
1,372件



税理士協同組合指定会社 株式会社 日税不動産情報センター

〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29 階

お問い合わせは TEL 03-3346-2220



日税グループ 日税ビジネスサービス 日税不動産情報センター 日税共栄会保険代行 日税サービス 日税経営情報センター 日税信託

春季テニス大会

▼ テニス部 ▼

部活動風景



▼ アウトドア部 ▼



柏の葉キャンパスリレーマラソン



北鎌倉 建長寺



北鎌倉 明月院



▼ カラオケ部 ▼

